横浜市環境管理計画の改定について (答申)

平成22年3月 横浜市環境創造審議会

目 次

はじめに	1
第1章 計画を取り巻く状況	2
1.1 横浜市環境管理計画のこれまでの経緯	2
1.2 横浜市基本構想(長期ビジョン)の概要	
1.3 横浜の地域特性	
1.4 環境に対する市民意識	
1.5 横浜の環境の状況と国内外の動向	
1.5 (横浜の境境の1人)ルと国内外の到向	4
第2章 計画改定の基本方針	11
2.1 計画改定の必要性	
2.2 新たな計画の役割	
2.3 施策展開の考え方と設定期間	
2.3 旭東展開の考え力と設定期間	13
第3章 新たな計画が目指す横浜の姿	15
3.1 計画が目指すべき将来の横浜の姿の転換	_
3.2 「環境行動"実践"都市」の実現に向けた都市活動、都市構造・都市空間の姿	
3.2 「境况刊到一天成一部中」の天坑に同じた即中石到、即中悟道。即中王间の安	10
第4章 施策体系の再構築	18
4.1 施策体系の枠組	
4.2 総合的な視点での施策	
4.3 環境側面ごとの視点での施策	
4.5 境境側面ことの抗点との心象	20
第5章 計画の評価と推進の仕組み	25
5.1 現行計画の評価における課題	
5.2 計画の評価の考え方	
5.3 指標の設定と分野別計画等との関係	
5.4 評価の手順と推進の仕組み	
第6章 市民参画の考え方	30
6.1 市民参画を進めるために横浜市全体で取り組むべき点	
6.2 市民参画の促進に向けた環境管理計画の役割	
6.3 より一層の市民参画の促進に向けて	
0.5 より 信の中氏参画の促進に向けて	33
第7章 戦略的に取り組む施策	34
7.1 将来に向けて新たな段階に進むべき施策	
7.2 中期的視点で積極的に取り組むべき施策	
	00
第8章 配慮の指針の考え方	40
8.1 現行計画の環境配慮指針編の位置づけと活用	40
8.2 環境影響評価手続きの動向	41
8.3 今後のあり方	
おわりに	44
参考資料	
I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋	資料 1
Ⅱ 現行の横浜市環境管理計画の体系	資料 5
Ⅲ 主な環境関連の法令と計画等の関係図	資料 6
Ⅳ 環境管理計画に関連する横浜市の条例・計画等の概要	資料 7
V 現行の横浜市環境管理計画に基づく取組の実施状況	
VI 環境年表 ~現行計画策定以降の国内外の動向~	
VII 「環境に関する意識や行動に関するアンケート」集計結果	

はじめに

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、「横浜市環境管理計画」を策定し、環境施策・事業を進めている。現行の「横浜市環境管理計画」では、計画が目指す5つの都市環境像の実現に向けて、「公害(生活環境)対策の推進」、「自然環境の保全及び快適環境の創造」、「少負荷型・循環型都市の形成」、「地球環境保全対策の推進」、「環境保全意識の向上及び自主活動の促進」という5つの基本方向に基づき施策を展開している。

しかし、国内外の動向を踏まえた環境対策の必要性や、環境と社会・経済の調和が取れた都市の実現、市民の環境意識の高まり等、計画を取り巻く状況が現行計画の策定時から変化してきている。

これまで培ってきた環境保全技術・制度を着実に推進することに加え、これらの変化に対応した新たな環境問題に果敢にチャレンジするためには、計画を抜本的に改定する必要がある。特に、計画が果たすべき役割を明確に示すとともに、これらの役割を果たすため、これからの環境政策の考え方を転換する必要がある。

このような背景から、横浜市長は、平成 21 年 6 月に、横浜市環境創造審議会(以下「審議会」という。)に「横浜市環境管理計画の改定について」を諮問した。これを受けて本審議会は、環境管理計画部会(以下「部会」という。)を設置し、新たな環境管理計画の考え方について検討を重ねた。

その結果、部会から本審議会に、検討結果を取りまとめた報告書が提出された。

ここに、部会報告を踏まえた、本審議会での審議結果をまとめ、答申する。

平成22年3月29日 横浜市環境創造審議会 会長 梅 田 誠

第1章 計画を取り巻く状況

1.1 横浜市環境管理計画のこれまでの経緯

横浜市では、産業型公害に加えて、自動車公害、生活系排水による河川・海域の汚濁等、いわゆる都市・生活型公害等の新たな環境問題の顕在化や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するため、昭和61年に「環境管理計画ー環境プラン21-」を策定した。

その後、「横浜市環境の保全と創造に関する基本条例」(平成7年3月制定)により、環境管理計画の策定が義務付けられ、平成22年度までを計画期間とした「横浜市環境管理計画」(以下「環境管理計画」という。)を平成8年9月に策定した。

さらに、京都議定書の採択や地球温暖化対策関連法・循環型社会関連法等の整備等、環境管理計画策定後の国内の動向やそれに伴う法律・市条例の整備等に対応するため、平成 16 年 3 月に計画の改訂を行った。

1.2 横浜市基本構想(長期ビジョン)の概要

横浜市は、少子高齢化や社会のグローバル化が進むなど、社会が大きな転換期を迎える中で、概ね20年先(2025年)を展望し的確な時代認識のもと、市民とともに取り組んでいくための基本的な方針「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を平成18年6月に策定した。

この基本構想では、「市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市」を都市像として掲げ、「市民の知恵がつくる環境行動都市」を、都市像を支える5つの柱の一つとして示している。

都市像

> 市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市

都市像を支える5つの柱

- 1. 世界の知が集まる交流拠点都市
- 2. 新たな活躍の場を開拓する活力創造都市
- 3. 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市
- 4. 市民の知恵がつくる環境行動都市
- 5. いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

実現の方向性と取組

- 1 多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- 2 充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- 3 子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- 4 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- **5 活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう**
- 6 個性を生かして働ける社会をつくろう
- 7 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- 8 地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- 9 住み続けたいと感じられる魅力をつくろう
- 10 ゆとりをもって安心して暮らそう

実現のための基本姿勢

市民力の発揮 〜新しい公共の創造〜

- ●市民主体の取組・・・・・自らできることは自らが行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民が主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組みます。
- ●協働による取組……市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指します。

行政の役割 ~自律と分権の地方自治を目指して~

地方分権の流れの中で、特色ある「横浜らしさ」を発信し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民との協働による「自治」と「経営」を進めるとともに、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

1.3 横浜の地域特性

横浜市は、全国の市の中で最も人口が多い (平成22年3月現在:約367万人)点がそ の最大の特徴であるが、現在から10年後の 平成32年(2020年)には人口減少へと転じ、 全国的な傾向と同様、少子高齢化が進むと予 測されている。「図1〕

経済情勢としては、人口が多く、交通至便な地域特性等を活かし、近年は製造業が減少し、サービス業が拡大している。また、横浜は安政 6 (1859) 年の横浜港開港とともに発展した都市であり、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な街並みや景

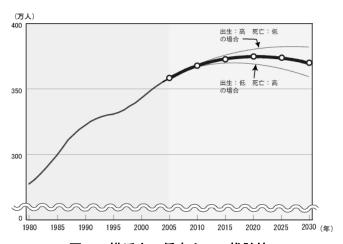


図1 横浜市の将来人口の推計値

(出典:横浜市統計ポータルサイト 将来人口推計)

観が、横浜港周辺をはじめとする地域の観光資源となっていることも横浜市の特徴の一つで ある。

横浜市の地形は、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、丘陵地の緑や河川などにより広域的に連続した水・緑環境を有している。郊外部には、三保・新治地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区など「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には、3つの「河川沿いのま

とまりのある農地・樹林地の拠点」がある(あわせて「緑の10大拠点」と称す)。また、帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域や直接海にそそぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっている。「図2]

このような丘陵地としての地形的特性を反映し、緑地(市街化調整区域)が住宅地(市街化区域)に入り込むような形で分布し、市民が身近な自然を享受しやすい環境が残されている。また、農業産出額は県内トップであり、大消費地を抱える市内農家は、市場出荷のほか、市内に約1,000箇所ある直売所での販売や契約栽培など、多様な販売形態を持つ。

このように、横浜市は、大都市としての経済力・利便性・市民活動の活発さ等を基盤に持ちつつ、市民に安らぎを与えてくれる身近な緑等にも恵まれた、快適性の高い都市としての顔を持っていると言える。

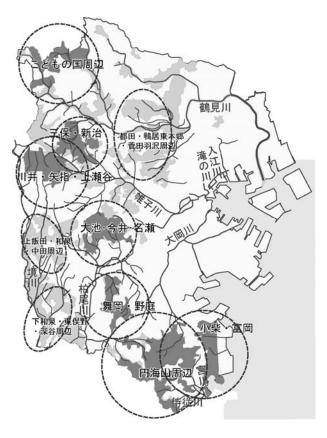


図2 緑の10大拠点 (出典:横浜市水と緑の基本計画)

1.4 環境に対する市民意識

平成19年1月に横浜市が実施した「環境教育に関するアンケート調査」では、約98%の市民が環境に関心を持っていると回答した一方で、「個人でできる行動をしている」という回答は約50%であり、また「みんなで環境活動を進めている」という回答は約4%に留まっているとの結果が得られた。[図3]

また、平成21年1月に横浜市が実施した「ヨコハマeアンケート²」においては、約68%の市民が機会があれば環境活動に参加したいと回答しているのに対し、既に環境活動に参加していると回答した市民は約10%であった。

これらの結果から、多くの市民が環境に高い関心を持っている一方で、環境活動に参加するなど積極的な環境行動を実践している市民は限られており、環境行動の実践に向けたきっかけが求められていると言える。

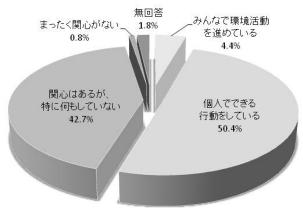


図3 環境問題全般に関する関心や行動について (出典:環境教育に関するアンケート結果)

1.5 横浜の環境の状況と国内外の動向

平成16年3月の環境管理計画改訂後、横浜市では、ディーゼル車対策等の自動車排ガス規制による大気環境の改善や、市民力の発揮によるごみ量の大幅削減等、一定の成果を得てきた一方で、東京湾の水質改善や光化学スモッグを引き起こす光化学オキシダント対策等への対応が引き続き課題となっている。さらに、地球温暖化や生物多様性の保全等への対応については、世界規模でより喫緊の課題となっている。

また、総合的・一体的な環境施策を実現させるため、平成 17 年度に「環境創造局」(「環境保全局」「緑政局」「下水道局」の再編)を発足させるとともに、平成 20 年度には「地球温暖化対策事業本部」を設置するなど、横浜市における組織体制の整備を行っている。

一方、国では平成 18 年 4 月に第三次環境基本計画を策定し、「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマに、今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示している。また、今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などを示している。

以下に、横浜の環境の現状と横浜市の取組、環境管理計画改訂以降の国内外の主な動向について、項目ごとに整理した。

1 平成19年1月23日~2月9日に20歳以上の市民(住民基本台帳ならびに外国人登録から無作為抽出)3,000人を対象に実施。回収率30.6%。

² 横浜市の施策や事業について、ホームページ等を活用して市民へ積極的に広報し、市政に対する理解を深めてもらうとともに、アンケートにより市民の声を収集し、把握することを目的に実施。「環境に対する意識や行動に関するアンケート」は、平成22年1月6日~1月20日に、ヨコハマeアンケートメンバー961人(平成22年1月現在)を対象に実施。回答率60.3%。集計結果の詳細は【参考資料▼】を参照。

横浜市内の平成 18 (2006) 年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で約 1,889 万トン- CO_2 (全国の 1.4%に相当) で、京都議定書の規定による基準年 (1990 年度) 比で 11.1% 増加している。一人あたりの排出量は 5.24 トン- CO_2 であり、基準年比で 0.7%減少している。 [図 4]

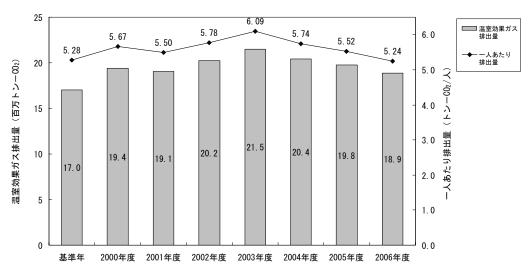


図4 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

(出典:平成21年版横浜市環境管理計画年次報告書「横浜の環境」)

【横浜市の取組】

横浜市では、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定(平成13年度策定・平成18年度改訂)し、取組を進めるとともに、平成37(2025)年度までに一人あたり温室効果ガス排出量の30%以上削減と再生可能エネルギーの10倍の利用拡大、また平成62(2050)年度までに一人あたり温室効果ガス排出量の60%以上削減(いずれも基準年度は平成16(2004)年度)、という中長期的な目標も見据えた行動別の取組方針「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)(以下「CO-DO30」という。)」を、平成20年1月に策定している。また、平成20年7月には、低炭素社会への転換を進め国際社会を先導していくことを目的とした「環境モデル都市」に政府から選定された。さらに、平成21年3月に「CO-DO30ロードマップ/環境モデル都市アクションプラン」を策定し、太陽光発電の普及策、環境ポイントの導入等、脱温暖化の取組を進めている。

【国内外の主な動向】

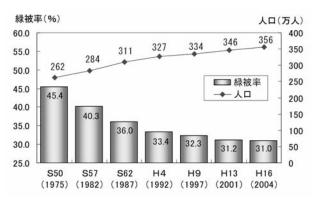
平成 21 年 12 月に気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP³15) が開催され、先進国は 平成 32 (2020) 年までの国別排出削減目標の実施を約束するとしたコペンハーゲン協定に 留意する決議が採択された。日本は、温室効果ガス排出量を平成 32 (2020) 年までに平成 2 (1990) 年比で 25%削減することを表明しており、より一層の施策の推進と各主体の具体的 な行動が求められている。

-

[&]quot;Conference of the Parties" の略

横浜市内には、大規模な樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、様々な「緑」がある。これらの「緑」の総量を表す「緑被率」(市域に占める緑の割合を航空写真で計測)は、横浜市では現在約31.0%(平成16年調査)となっている。[図5]

また、下水道整備などに伴い、水路の暗渠化や埋立によって、身近な水面が減少している。 特に、早い時期から合流式で下水道を整備している地域ではその減少が著しい。「図 6]



※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、 おおむねの傾向を示したものである。

図6 水路の減少 (出典:横浜市水と緑の基本計画)

図5 横浜市の人口と緑被率の推移

(出典:平成21年版横浜市環境管理計画年次報告書「横浜の環境」)

【横浜市の取組】

横浜市では、平成18年に「横浜市水と緑の基本計画」を策定し、その後、平成21年4月より新たに「横浜みどり税」を主な財源として樹林地を守る、農地を守る、緑をつくる事業として「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(以下「みどりアップ計画」という。)」を推進している。

また、「横浜市生物多様性保全再生指針」を平成21年3月に策定し、生物多様性保全再生に関する基本的な考え方を示した。現在は同指針を踏まえた具体的な行動計画である「横浜市生物多様性地域戦略(横浜版生物多様性戦略)」の策定に向けた検討を進めている。

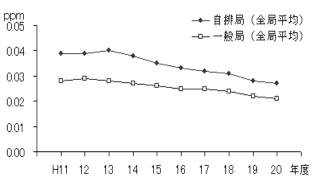
その他、横浜の水循環系の再生を目指し、雨水の浸透機能を強化するための促進方策の検 討を進めている。

【国内外の主な動向】

国では、平成7年に生物多様性条約に基づく「生物多様性国家戦略」の策定(平成19年には第三次生物多様性国家戦略を策定)、平成20年には「生物多様性基本法」を制定している。また、平成22年には生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催される予定であり、生物多様性の保全に関する取組が活発化している。

従来から実施している、工場等に対する固定発生源対策に加え、自動車等による移動発生源対策(ディーゼル車規制等)の推進により、二酸化窒素は平成17年度から、浮遊粒子状物質は平成19年度から連続して全測定局で環境基準適合を達成しており、大気環境の改善がみられる。[図7、図8]

ただし、光化学スモッグを引き起こす光化学オキシダントについては、依然として環境基準に適合していない状況が続いている。



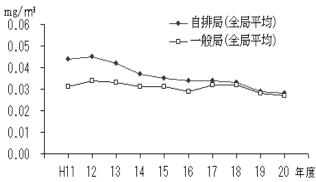


図7 二酸化窒素年平均値の経年変化

(出典:横浜市環境創造局環境監視センターホームページ)

図8 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化 (出典:横浜市環境創造局環境監視センターホームページ)

下水道の普及(平成20年度末の下水道普及率は99.8%)や工場等に対する規制指導等により、河川域や海域など公共用水域の水質は改善傾向にあるものの、水温の上昇する夏場における赤潮の発生や降雨時の濁水の流入等、横浜港の水質改善への課題が残っている。 「図9〕

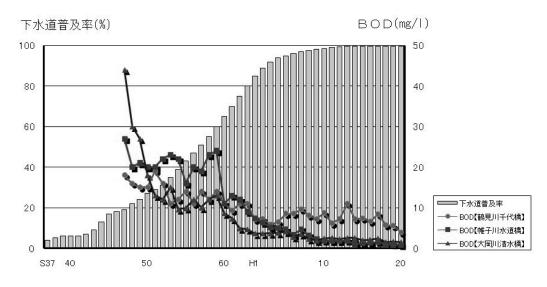


図9 下水道普及率と河川水質の推移

(平成20年版横浜市環境管理計画年次報告書「横浜の環境」概要版をもとに作成)

【横浜市の取組】

大気質等の常時監視を継続して実施しているほか、移動発生源対策として、市営バスやごみ収集車等の公用車の低公害化を進めるとともに、民間事業者等に対して、低公害車の導入費用及び使用中のディーゼル車に対する粒子状物質 (PM) 減少装置の装着費用の一部補助等を行っている。

東京湾の水質改善に向け、平成 20 年度から、山下公園前の海域を水中スクリーンで仕切り、海域生物による水質浄化実験を行っている。また、国・自治体・研究機関等、多様な主体の連携、協働による東京湾水質一斉調査を実施している。さらに、下水道事業においても、高度処理施設の整備や合流式下水道の改善など、水質の改善に向けた取組を進めている。

なお、土壌・地下水汚染の問題については、法令の対象となっていない事例が増えてきており、放置すれば汚染の拡散が危惧されることから、横浜市環境創造審議会からの「土壌・地下水汚染の規制のあり方について(答申)」を基に、今後の横浜市の具体的な取組について検討を進めている。

【国内外の主な動向】

平成21年9月に、呼吸器等、健康への影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準が告示された。

また、平成21年11月には、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準については新たに1項目の追加(1,4-ジオキサン)が、また地下水の水質汚濁に係る環境基準について新たに3項目の追加(塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)及び1項目の基準値の変更(1,1-ジクロロエチレン)が告示された。

平成15年1月に策定した「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)(以下「横浜G30プラン」という。)」の推進と、市民・事業者等の協力により、市のごみ量は減少している。平成20年度の横浜市のごみ量は、約94万9千トンで、平成13年度に対して41.0%減少(約66万トン減少)した。 [図10]

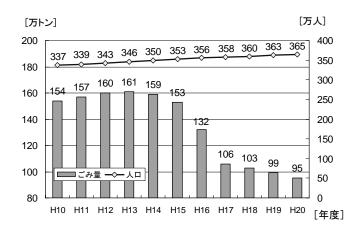


図10 横浜市の人口とごみ量の推移

(出典: 平成 21 年版横浜市環境管理計画年次報告書「横浜の環境」)

【横浜市の取組】

横浜G30プランの目標(平成22年度のごみ量を平成13年度実績に対し30%削減する)は5年前倒しで平成17年度に達成しており、引き続き、市民・事業者等との協働により、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進している。

平成20年5月からは、分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用を開始した。さらに、平成21年度からは、「ごみを分別し、リサイクル(再生利用)する」に加え、「ごみを出さない、持ち込まない」ライフスタイルへと転換を促し、環境に負荷を掛けない循環型社会の実現を目指すため、「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会」を設置し、廃棄物の発生抑制に取り組んでいる。

なお、横浜G30プランは平成22年度までの計画となっており、現在見直しに向けた検討を進めている。

【国内外の主な動向】

国内では、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行されたほか、容器包装リサイクル法の一部改正や食品リサイクル法の一部改正など、リサイクル関連法の制定・改正が行われている。さらに、平成20年3月には、環境の保全を前提とした循環型社会の形成、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、地域再生にも寄与する地域循環圏の構築などを図ることを目指した「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定された。

■その他、横浜市の取組

建築物の環境負荷低減を目的として、平成17年7月から「横浜市建築物環境配慮制度 (CASBEE 横浜)」を実施している。この制度では、一定規模以上の建物を建築する場合に CASBEE を使用し、建物の長寿命化や省エネルギー対策等について評価した結果を市に届け出ることを義務付けている。CASBEE 横浜は、平成22年4月から、建築物環境性能表示制度の開始や届出対象の床面積を2,000㎡に引き下げるなど、制度を拡充する。

また、平成 18 年 3 月には、環境と地域経済の融合を進めるため、「横浜市環境と地域経済の融合推進方針」を策定した。この方針に基づく取組を「横浜市環境と地域経済の融合推進アクションプラン」としてまとめ、横浜型環境ポイントや、中小企業の優れた技術力を市の行政運営上の技術的な課題に積極的に活用する仕組みである横浜版 SBIR⁵等を推進している。

なお、横浜市では横浜市環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度を設けており、平成 11年から施行しているが、横浜市環境影響評価条例が施行後 10年を経過し、この間の各種 事業の多様化や環境問題に対する市民意識の一層の高まりなどへの対応が必要となってい ることから、現在制度の見直しを行っている。

■その他、新たな国内外の動向

地球温暖化への対応として、温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を抑制し、 大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」に加え、気候変動とそれに伴う気温・海 水面の上昇などの様々な影響に対して、社会・経済のシステム等を調整することで影響を軽 減させる「適応策」が重視されつつある。

さらに、環境を切り口とした社会・経済構造の変革を通じて、新たな需要と雇用の創出や、環境危機への対応を図る考え方が注目されている。平成 21 (2009) 年 12 月には、国が「新成長戦略(基本方針)~輝きのある日本へ~」を閣議決定し、6 つの戦略分野とその基本方針・目標を示している。環境・エネルギー分野については「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」として、平成 32 (2020) 年までに、「50 兆円超の環境関連新規市場」「140 万人の環境分野の新規雇用」「日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)」を目標に掲げており、低炭素社会の実現に向けて社会全体が動き出すことにより、新たな需要を創造することが示されている。このような景気雇用対策としての環境分野への関心の高まりや、新たな動きを通じた環境技術の進展等の普及が期待されている。

_

[&]quot;Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency"(建築環境総合性能評価システム)の略

[&]quot;Small Business Innovation Research"(中小企業技術革新制度)の略

第2章 計画改定の基本方針

2.1 計画改定の必要性

環境管理計画を取り巻く状況は、国の法制度や市の分野別計画等の充実や、市民・事業者の環境に対する意識の向上など、計画策定時から大きく変化している。

そこで、環境管理計画を抜本的に見直し、これからの横浜市の環境行政の基幹を担う計画として転換を図る必要がある。

(計画を取り巻く状況の変化)

第1章で示した通り、国内外において、地球温暖化や生物多様性の保全等への対応、さらには環境を基軸とした経済の活性化など、環境行政に求められる取組の範囲が拡大してきている。それに伴い、国においては法律の制定・改定などにより、新たな制度の創設、国と地方自治体の役割の明確化、地方自治体への分野別計画策定の義務付け等を進めてきた。

横浜市においては、平成8年の環境管理計画策定後、廃棄物処理や緑地保全、地球温暖化対策など環境に関する様々な分野別計画を策定し、施策を進めてきた。また、近年では市民・事業者等の環境に対する意識が向上し、まちづくりや経済の分野など、環境以外の分野の計画等においても環境配慮が積極的に示されるようになっているなど、環境管理計画を取り巻く状況は計画策定時から大きく変化している。

(計画に求められる役割の変化)

現行の環境管理計画は、従来の環境行政において中心的に取り組んできた公害対策だけにとどまらず、地球環境保全対策や自然環境の保全、循環型都市の形成など、環境分野が取り組むべき施策を体系的に示すことにその役割を発揮してきた。しかし、環境管理計画を取り巻く状況の変化とともに、計画に求められる役割は、各分野の環境に関する取組を着実に推進させるために分野間の連携を図り、分野別計画を横断的に束ねることに加えて、市民主体性の発揮や市の環境分野の取組を戦略的に推進するための方向性を示すことなど、計画策定時から大きく変化している。

そこで、環境管理計画を抜本的に見直し、計画に求められる役割を果たし、これからの横浜市 の環境行政の基幹を担う計画として、位置づけや内容がふさわしいものとなるよう、転換を図る必 要がある。

2.2 新たな計画の役割

新たな環境管理計画には、連携分野も取り入れた総合性の発揮や、市の環境分野を束ね支える推進力の発揮、市民・事業者等の積極的な環境行動の実践、将来展望を持った戦略性の発揮などの役割が求められている。

●総合性の発揮 ~連携分野も取り入れた計画~

これまでの環境行政は、公害防止や緑地保全等、主に環境保全型の取組について実施してきた。しかし、将来にわたって環境問題を解決するためには、まちづくり、交通政策、産業雇用政策等、広範な分野との連携が必要である。新たな環境管理計画は、連携分野を取り入れ、これらの環境分野の計画と有機的な関係性を持った計画とする必要がある。

●推進力の発揮 ~分野別計画の推進支援~

これまでの環境管理計画は、分野別の計画を束ねることにより、横浜市の環境施策を体系的に示してきた。

しかし、分野別計画はそれぞれ根拠となる法律等に基づき個別に策定・推進されているため、目指すべき方向性が十分に共有されていない。また、横浜市の環境施策の取組状況は、年次報告書「横浜の環境」として公表してきたが、その内容は分野別計画の数値目標に対する達成状況を取りまとめるに留まっており、「そもそも横浜の環境はどのような状況なのか?」といった基本的な問いかけに、総合的な視点で答えられていない。

これからは、横浜市の環境に関する取組が目指す共通の目標を掲げ、これまでの環境分野の上位計画として分野別計画を束ねる役割に、より総合的な視点で計画の推進を支援するスポンサーシップ⁶の役割を加え、横浜市の環境に関する取組がより積極的に行われるよう、推進力を発揮する必要がある。

●環境行動の実践 ~市民・事業者等の積極的な行動の推進~

地球温暖化対策、ごみの削減、自然環境保全等の取組は、行政の率先した行動が重要な要素となることはもちろんであるが、市民・事業者等の各主体の役割の重要性も一層増しており、特に、ライフスタイルやビジネススタイルを自ら積極的に変革することが求められている。新たな環境管理計画は、各主体の行動の現状把握等を通じ、分野別計画への提案や情報提供等により、環境行動の実践につなげる役割を担う必要がある。

●戦略性の発揮 ~将来展望を持った中期的行動計画~

環境管理計画は、長期的視点から地球規模で見据えるべきことと、昨今の厳しい経済情勢の中、中期的視点で当面重点的に取り組むべきことなど時間軸を構成要素とすることで、将来展望と実行計画など戦略性を兼ね備えた計画として構築する必要がある。

⁶ 広義の意味での支援、サポート、後見という意味で用いる。マネジメント分野では、指示、命令、模範で引っ張っていくのではなく、「一緒になって困り、考え、役割分担を考えていく」スタイルのことを示す。

2.3 施策展開の考え方と設定期間

新たな環境管理計画では、計画が目指す方向性を明らかにするとともに、環境に関する取組の共通の目標を掲げるため、「環境管理計画が目指す横浜の姿」を設定する。また、その達成に向けて基本方向を提示し、基本方向ごとに施策の展開を図る。また、特に重視すべき取組を戦略的に取り組む施策として提示する。 [図 11]

●環境管理計画が目指す横浜の姿

新たな環境管理計画では、計画が目指すべき方向性を明らかにするとともに、横浜市の環境に関する取組が目指す共通の目標を掲げるため、「環境管理計画が目指す横浜の姿」を設定し、これを実現することを目指して各施策の策定・推進を図る。

地球温暖化対策や生物多様性の保全等については、長期的な視野で課題解決に取り組む必要があるため、「環境管理計画が目指す横浜の姿」の検討にあたっては、環境分野だけではなく、都市構造など都市政策の根幹に関わる視点も含め、総合的な視点で提案していくべきである。

(設定期間)

「環境管理計画が目指す横浜の姿」は、長期的な視点で達成すべき目標であることから、設定期間は、横浜市基本構想(長期ビジョン)との整合を図り、平成37(2025)年度までのおおむね15年間とすることが望ましい。

●基本方向と視点

環境管理計画が目指す横浜の姿を実現するための基本的な方向性を「基本方向」として示し、基本方向ごとにその「視点」を示す。

(設定期間)

基本方向及びその視点は、3~5 年間の中期的なものとして整理を行うとともに、以後、 社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行うことが望ましい。

●基本施策と個別の施策

基本方向は、環境の分野などに関する方向を示すものであり、それらに対する施策の考え方となる「基本施策」を示す。また、基本施策ごとに、個別の施策を体系化する。

(設定期間)

基本施策及び個別の施策は、3~5 年間の中期的な視点で整理を行うとともに、以後、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行うことが望ましい。

●戦略的に取り組む施策

基本方向とそれらに対する基本施策は、環境に資する取組を幅広く体系化したものであるが、近年の厳しい財政状況の中で「環境管理計画が目指す横浜の姿」の実現を目指すために、特に重視すべき取組や将来に向け取組を開始すべき事項を、戦略的に取り組む施策として整理する。

(設定期間)

戦略的に取り組む施策は、 $3\sim5$ 年間の中期的な視点で整理することが望ましい。また、横浜市の中期的計画 7 との整合を図ることが望ましい。

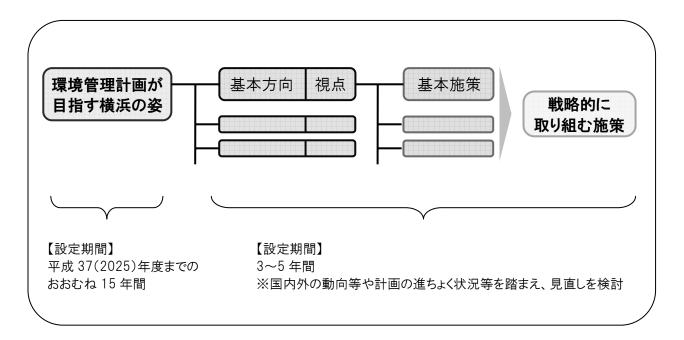


図 11 施策展開のイメージ

.

⁷ 横浜市基本構想で示されている都市像を実現するための5か年(平成18年度~平成22年度)計画として、 平成18年12月に現行の横浜市中期計画が策定された。現在、新たな中期的計画の策定に向け、検討が進め られている。

第3章 新たな計画が目指す横浜の姿

3.1 計画が目指すべき将来の横浜の姿の転換

新たな計画では、総合的な視点により、横浜市の環境に関する取組の共通目標となるような将来の横浜の姿を掲げ、これまで標榜してきた「環境行動都市」から「環境行動"実践"都市」へと進むことが必要である。

(総合的な視点による、環境分野が目指す横浜の姿の必要性)

昨今、環境管理計画を取り巻く状況は、新たな環境問題の顕在化と市民等の環境意識の向上、それに伴う環境管理計画が取り組むべき分野の広範化、さらには市民・事業者等の環境行動の重要性の増加など、大きく変化している。そして環境管理計画に求められる役割も、それに応じて変化している。

広範な分野と連携した総合性の発揮や、市民・事業者等の各主体の環境行動の積極的な推進等、新たな環境管理計画の役割を果たすためには、分野ごとに掲げられた現行計画の都市環境像を見直し、総合的な視点により横浜市全体を見据えた、環境に関する取組の共通目標となるような将来の横浜の姿を掲げることが必要である。

(「環境行動都市」から「環境行動"実践"都市」へ)

これまで横浜市は、横浜市基本構想(長期ビジョン)において「環境行動都市」を標榜し、また横浜市中期計画では、横浜の未来を創るリーディングプロジェクトの一つとして「横浜型環境行動推進プロジェクト」を掲げ、横浜G30プランで発揮された市民の行動力を緑の創造につなげるとともに、さらに地球環境を守る行動へと発展させるべく環境施策を進めてきた。今後は、あらゆる市民・事業者等が高い環境意識のもと具体的な行動を実践している「環境行動"実践"都市」という新たなステージに進むことが求められている。

3.2 「環境行動"実践"都市」の実現に向けた都市活動、都市構造・都市空間の姿

「環境行動"実践"都市」の実現に向けて、新たな計画が目指す都市の姿を、市民・企業等のあらゆる主体による「都市活動」と、それを支えるための「都市構造・都市空間」の2つの側面から整理した。

「環境行動"実践"都市」の実現のためには、市民・事業者等のあらゆる主体が、環境配慮型の都市活動を実践することが重要であり、活力ある都市活動を継続的に行うためには、それを支えるための、環境に配慮した都市構造・都市空間を創っていく必要がある。そこで、新たな計画が目指す横浜の姿を、都市活動と、都市構造・都市空間の2つの側面から整理した。[図 12] また、持続可能な発展®を実現させるためには、まちづくりに対する環境部門からの提案が重要な役割となる。

●都市活動の姿

・環境行動を基軸とした市民生活

市民一人ひとりが身近な環境に関心を持つとともに環境に対する危機感を高めることで、 日々の消費行動や生活様式などライフスタイルが環境配慮を基軸としたものに変化してい る。また、地域社会活動への関心や参加、さらに環境活動団体への参画など漸進的なステッ プアップが図られている。

事業者の環境配慮による地域経済活性化

事業者の環境意識や危機感の高まりから、技術開発や社会貢献などが生まれる。それらが、新たなビジネスチャンスの創出や市民のライフスタイルの変革、地域経済の活性化につながっている。

・行政の率先した環境行動の実践

計画が目指す横浜の姿を実現につなげるため、「横浜市役所環境行動宣言」を踏まえ、 行政自らが率先して環境行動に取り組むと同時に、環境関連施策を着実に推進し、あらゆ る主体の環境行動を支えることで、横浜全体で環境行動が実践されるよう取組を進めてい る。

・協働による環境行動の推進

市民・事業者・行政がお互い協力して環境行動に率先して取り組むことにより、さらなる協働取組が推進している。

横浜市役所環境行動宣言

横浜市長は、市役所の環境行動をさらに強化・推進するため、平成22年2月に「横浜市役所環境行動宣言」を行った。この宣言では、職員一人ひとりが高い意識を持ち、市民・事業者等との協働により環境行動を進めることとしている。この宣言を踏まえ、今後もこれまで以上に、全職員が市民・事業者の模範となるべく率先した環境行動に取り組むべきである。

⁸ 環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)報告書 (1987) によれば、「将来の世代のニーズ を満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と定義されている。「持続可能な開 発」ともいう。

●都市構造・都市空間の姿

・水と緑の豊かな自然環境ネットワークの形成

緑の10大拠点に代表されるまとまりのある樹林地・農地や、河川・横浜港などの水辺空間などの貴重な自然環境のつながりが保全され、生物多様性の保全のための質としても高く評価され、大切に未来につながれている。

・安全・快適で魅力あふれる都市空間の形成

各地域の特性に応じた環境配慮が進められ、その地域で生活する市民の健康・安全が守られ、良好な生活環境が維持されている。また、開港以来の歴史と文化が感じられる横浜ならではの景観が創造され、魅力ある都市空間が創造されている。

効率的なエネルギーの活用

工場等の廃熱の有効活用や省エネルギー機器の積極的な導入などによる省エネルギー対策、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの利用が進められ、効率的なエネルギーの活用が図られている。

集約型都市構造への転換

都心部においては、横浜の魅力の向上につながる環境資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、ヒートアイランド現象の緩和が図られている。郊外部においては、駅などの拠点を中心に、地域特性に応じた都市機能を集積することで、市街地の過度な拡散を抑制し、自然環境の保全が図られている。また、拠点をつなぐスムーズな交通環境の整備により、過度な自動車利用が抑制されている。このような集約型の都市構造により、環境負荷の少ないまちづくりが実現している。

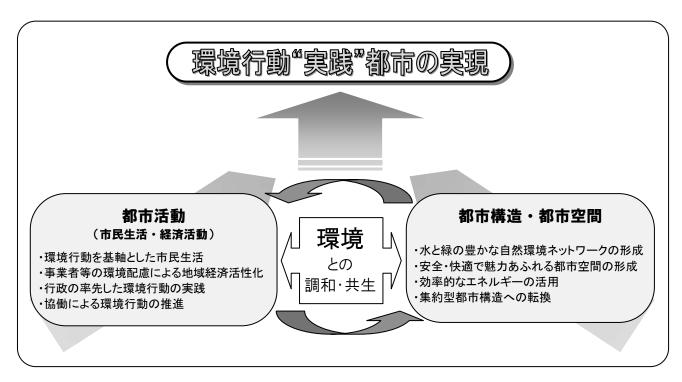


図 12 環境管理計画が目指す横浜の姿のイメージ

第4章 施策体系の再構築

新たな計画の施策体系は、まちづくりや経済の分野など横浜市全体の都市政策も考慮し、総合的な視点から施策を体系化するとともに、現行計画に示される環境側面ごとの視点による施策も引き続き盛り込んだ、新たな施策体系を構築することが必要である。

4.1 施策体系の枠組

環境行動"実践"都市を構成する都市活動、都市構造・都市空間の姿を実現するためには、 従来の環境側面の視点による施策展開だけでなく、まちづくりや経済の分野など横浜市全体 の都市政策も考慮し、総合的な視点から施策を体系化する必要がある。

そこで、都市活動を支えるためには不可欠となるひとづくり、都市の発展を生み出す地域 活力づくり、活発な都市活動を実現するためのまちづくりの3つの方向性で施策を整理し、 従来からの環境側面ごとの視点から取り組むべき施策も盛り込んだ、新たな施策体系を提案 する。

4.2 総合的な視点での施策

総合的な視点で整理した3つの基本方向(①~③)を以下に示す。

①ひとづくり ~自ら考え、環境行動を実践するひとづくり~

環境問題に関わる市民の位置づけ・立場は重要性を増しており、事業者や行政においても、 法令の遵守や規制・指導にとどまらず、環境問題への積極的な取組が求められている。その ため、今後は、環境行動"実践"都市の実現に向けて、その源となるひとづくりを進めるこ とが最も重要である。身近な地域から地球規模まで多様に広がる環境問題に対して市民一人 ひとりの意識が高まり、それが家庭、地域、事業者等の各主体での環境行動の実践や環境活 動のさらなる活性化につながるよう、環境教育、環境活動の参加・交流の場づくり、環境活 動団体等への支援、環境に関する情報提供等により、ひとづくりに取り組む必要がある。

基本施策と具体的施策の例

環境教育の推進

(地域・学校・行政等の協働による環境講座の実施/学校での環境教育の推進/ ヨコハマ・エコ・スクール (YES) /G-learning (G30環境学習) /動物園や繁殖センターでの取組等)

・環境活動のさらなる活性化

(活動団体等の支援/参加・交流の場づくり/イベントの開催/活動団体データバンク/ 環境マネジメントシステム/CSR等による社会貢献/国際連携の推進等)

・戦略的広報の実施

(環境情報の収集・提供/市民参加型の施策展開/外来生物の防除や飼育マナーの向上等)

②地域活力づくり ~環境を基軸とした地域活力づくり~

市民や事業者が環境に配慮した活動を実行するためには、その活動の基盤として、環境を基軸とした経済活動や社会システムを構築することが必要である。自然エネルギーや環境に配慮した新素材など新たな技術開発への支援、都市農業の新たな展開等の地域資源を活用した魅力づくりなどにより、環境を基軸の一つとした地域活力づくりの推進に取り組む必要がある。

基本施策と具体的施策の例

- ・環境技術・製品の開発や普及の支援
- (自然エネルギーの利用促進/電気自動車・省エネルギー機器等の普及促進/ 横浜版 SBIR/開発支援・企業等の誘致/産官学の共同研究等)
- ・地域資源を活用した魅力づくり

(都市農業の新たな展開/身近な自然や歴史的な文化に親しめる地域づくり/ 体験型ツアーの実施等)

③まちづくり ~環境と調和・共生した魅力あるまちづくり~

エネルギーの効率的な利用や水・緑環境、生物多様性等に配慮した環境共生型のまちづくりを進めるためには、都市計画の役割がこれまで以上に大きく、地域の特性に応じた環境への配慮をまちづくりに反映させる必要がある。そこで、まちづくり計画の中で、既存の緑地の保全や水・緑環境の創造を盛り込むことや、都市機能の拠点地区への集約、公共交通機関の利用促進等に取り組むなど、まちの機能強化と環境負荷低減との相乗による、魅力ある都市の形成に向けた検討を進めていく必要がある。

基本施策と具体的施策の例

- ・都心部など市街地でのまちづくり
- (エネルギー効率の良い市街地の形成/再生可能エネルギー等の積極的な活用/ 良好な都市景観の形成/水・緑環境の創出/きれいな海づくり等)
- ・郊外部を中心とした自然環境を活かしたまちづくり
- (自然環境の保全/良好な生活環境の形成/再生可能エネルギー等の積極的な活用/ 既存施設等を活用した環境行動の拠点づくり等)
- ・環境負荷低減につながる交通施策の推進

(公共交通の利用促進/電気自動車等の利用促進/コミュニティサイクルの導入/ エコドライブの普及促進等)

4.3 環境側面ごとの視点での施策

環境側面ごとの視点から取り組むべき施策については、以下に示す基本方向(④~⑦)に整理した。

④地球環境・エネルギー ~地球温暖化対策の推進~

全国的な動向と同様に、横浜市の温室効果ガス排出量は京都議定書の基準年(平成2(1990)年)に比べ増加している。特に、家庭部門、業務部門の伸びが著しく、これらの部門での対策の強化が必要である。そのためには、家庭や事業所等における太陽光発電・太陽熱利用システム等の導入や、省エネルギー型家電製品等の導入の促進等により、エネルギー消費を抑えながら、できる限り再生可能エネルギーを活用することなど、温室効果ガス削減に有効な取組を将来にわたって持続的に進めるための制度や仕組みづくりが重要である。

基本施策と具体的施策の例

- 温室効果ガス削減に有効な制度や仕組みの構築
- (地球温暖化対策計画書制度/建築物環境配慮制度(CASBEE 横浜)/横浜グリーンバレー等)
- ・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用
- (太陽光・太陽熱・風力等の自然エネルギーの利用促進/

電気自動車・省エネルギー機器等の普及促進/バイオディーゼル燃料の活用等)

⑤資源の循環 ~循環型社会の構築~

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさをもたらした一方で、環境破壊や資源の枯渇など様々な問題を起こしており、このまま対策を講じなければ、次の世代に良質な都市環境・地球環境を引き継ぐことが不可能となる。そこで、今までのごみの減量化・資源化の成果を発展させ、さらなる分別の徹底に加え、発生抑制や新たな資源化手法の検討等に取り組む必要がある。また、最終的に残るごみについては、適正に処理する必要がある。

基本施策と具体的施策の例

- ・ごみの減量化・資源化の取組の発展
- (3R⁹の推進(さらなる分別の徹底、発生抑制の取組)/適正処理の推進等)
- 様々な資源の有効活用(建設発生土の適正利用/再生水の利用/下水汚泥の有効活用等)

20

ず 排出抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) のこと

⑥自然環境 ~自然の恵みを享受できる環境の保全・再生・創造~

開発や都市化の進展に伴い、樹林地や農地など市内のまとまりある緑は減少を続けており、都市の潤いの減少や生物の生息・生育地の減少・孤立などが生じている。現在、これらの減少に歯止めをかけるため、みどりアップ計画を推進している。これらの取組を着実に進めるとともに、生物多様性の保全・再生・創造に向けて、水循環系の回復や身近な樹林地・農地の保全、既成市街地や臨海部での緑の創造など、自然の恵みを享受できる水・緑環境を目指し、さらなる取組を進める必要がある。

基本施策と具体的施策の例

・豊かな水環境の実現

(水源の保全/雨水浸透・雨水利用/下水道による水質改善/きれいな海づくり/親水拠点の整備等)

・樹林地の保全と緑化の推進

(樹林地の確実な担保/生物多様性に着目した樹林地保全管理計画の策定と市民協働による維持管理/ 市民・企業との協働による緑のまちづくり/既成市街地や臨海部における緑の創造等)

農地の保全

(水田の保全対策/市民利用型農園の設置/担い手育成/生産緑地制度等)

⑦生活環境 ~安全で安心・快適な生活環境の保全~

安心して生活できる環境を保全するためには、環境関連法令等に基づく大気汚染や水質汚濁等の防止に向けた取組を着実に実施するとともに、化学物質による環境汚染対策や新たな生活環境問題に対応した施策を展開することが必要である。また、安全でより快適性の高い生活空間を創出するためには、市民生活を支える公園や下水道等の施設・設備等の整備や維持管理を進めるとともに、ヒートアイランド対策を進めることが求められている。

基本施策と具体的施策の例

・安心して生活できる環境の保全

(大気・水・振動・騒音・地盤・有害化学物質等の環境問題への対応/ 関連法令等に基づく工場・事業場の規制指導/環境状況の監視・測定等)

快適な都市環境づくり

(身近な公園の再整備・改良/都心部公園の魅力アップ/下水道施設の計画的な修繕・改築/ 局地的な大雨対策等)

・ヒートアイランド対策の推進(水・緑環境の創出/すず風舗装/風の道/省エネルギー対策等)

以上に示した施策の方向性について、現行計画の体系から新たな計画の体系への変更イメージ、①から③の総合的な視点での施策と④から⑦の環境側面ごとの視点での施策の体系化の関連性イメージを、[図 13] に示す。

また、全体の施策体系を「図14」に示す。

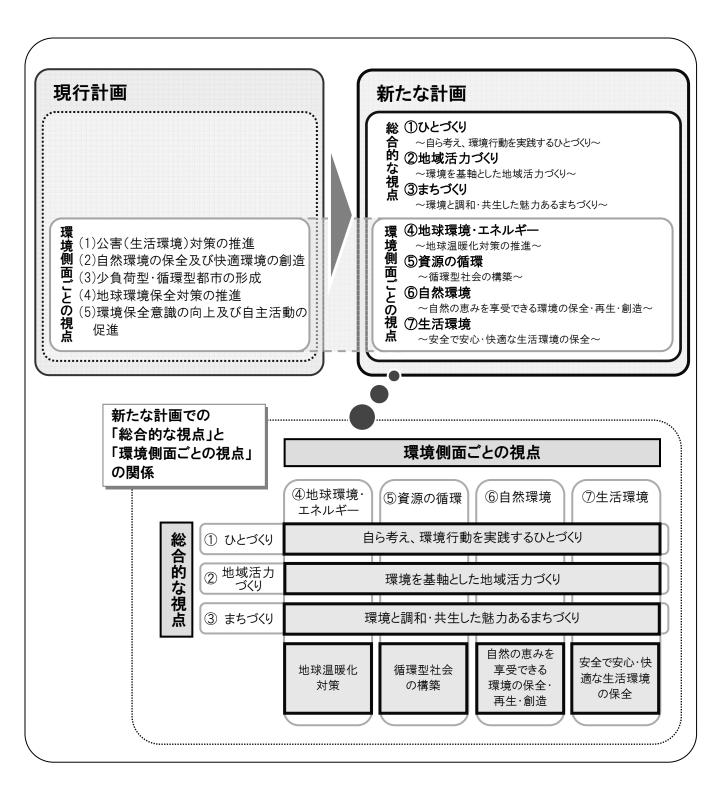


図 13 計画が目指す横浜の姿の実現に向けた施策の体系化のイメージ

L		基本方向	視点] [基本施策	具体的施策の例	関連する主な分野別計画等
	_			_	严控数去页批准	地域・学校・行政等の協働による環境講座の実施/学校での	:供汇士德统机会甘士十列
	①ひとづく	自ら考え、環境行動を実 践するひとづくり	市民一人ひとりの環境に対する意 識が高まり、様々な環境行動の実 践や、環境活動のさらなる活性化			地域・学校・行政等の協働による環境講座の美池/学校での環境教育の推進/ヨコハマ・エコ・スクール(YES)/G-learning (G30環境学習)/動物園や繁殖センターでの取組活動団体等の支援/参加・交流の場づくり/イベントの開催/活動団体データバンク/環境マネジメントシステム/CSR等による社会貢献/国際連携の推進	横浜市環境教育基本方針 横浜市環境教育アクションプラン 協働推進の基本指針
	Ŋ		につながることを目指す	3	・戦略的広報の実施	環境情報の収集・提供/市民参加型の施策展開/外来生物の防除や飼育マナーの向上	
総合的	②地域活力づ	環境を基軸とした地域活	環境に配慮した技術や製品の開発 や普及を支援するとともに、地域資	Ě		自然エネルギーの利用促進/電気自動車・省エネルギー機器 等の普及促進/横浜版SBIR/開発支援・企業等の誘致/産 官学の共同研究	横浜市環境と地域経済の融合推進方針 横浜市環境と地域経済の融合アクションプラン
な視点	力づくり	力づくり	源を活用した魅力づくりにより、地域活力の向上を目指す		・地域資源を活用した魅力づくり	都市農業の新たな展開/身近な自然や歴史的な文化に親しめ る地域づくり/体験型ツアーの実施	
	=			6	・都心部など市街地でのまちづくり		横浜市都市計画マスタープラン
	3					の積極的な活用/良好な都市景観の形成/水・緑環境の創出 /きれいな海づくり	横浜都市交通計画 横浜港港湾計画
	③まちづくり	環境と調和・共生した魅力 あるまちづくり	まちの機能強化と環境負荷低減と の相乗による魅力あるまちづくりを 目指す		ちづくり	自然環境の保全/良好な生活環境の形成/再生可能エネルギー等の積極的な活用/既存施設等を活用した環境行動の拠点づくり	横浜市景観計画
	9			8		公共交通の利用促進/電気自動車等の普及促進/コミュニティサイクルの導入/エコドライブの普及促進	
	A	$\overline{}$		9	・温室効果ガス削減に有効な制度や仕組み	地球温暖化対策計画書制度/建築物環境配慮制度(CASBEE	横浜市地球温暖化対策地域推進計画
	地工球ネ	14.74.79.005 11.44.74.74.74.74	地球温暖化対策に有効な仕組みづくりや再生可能エネルギーの普及	ゔ	の構築	横浜)/横浜グリーンバレー	横浜市脱温暖化行動方針 <co-do30></co-do30>
	④ 地球環境・	地球温暖化対策の推進	促進等により、温室効果ガス排出 量の削減を目指す		ギーの活用	太陽光·太陽熱·風力等の自然エネルギーの利用促進/電気 自動車·省エネルギー機器等の普及促進/バイオディーゼル 燃料の活用	
Γ	⑤ 咨			11	・ごみの減量化・資源化の取組の発展	3Rの推進(さらなる分別の徹底、発生抑制の取組)/適正処理	横浜市一般廃棄物処理基本計画 <g30></g30>
	資源の	循環型社会の構築	限りある資源を有効に活用し、環境 負荷をできるだけ少なくした、循環	竟		の推進	第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画
環境	循環		型社会の構築を目指す	12	・様々な資源の有効活用	建設発生土の適正処理/再生水の活用/下水汚泥の有効活 用	
児 L 側 L		=		_ L			*#*C+-1.16=0.+=
画				13		水源の保全/雨水浸透・雨水利用/下水道による水質改善/ きれいな海づくり/親水拠点の整備	横浜市水と緑の基本計画 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) 横浜市生物多様性保全再生指針
	⑥自然環境				・樹林地の保全と緑化の推進	樹林地の確実な担保/生物多様性に着目した樹林地保全管	
との知	自 然 環	自然の恵みを享受できる 環境の保全・再生・創造	生物多様性の保全・再生・創造に 向けて、自然の恵みを享受できる 水・緑環境を目指す			個体地の催失な担保/生物多様性に有日にた個体地保主管理計画の策定と市民協働による維持管理/市民・企業との協働による緑のまちづくり/既成市街地や臨海部における緑の創造	
との視点	自 然 環		向けて、自然の恵みを享受できる		・農地の保全	理計画の策定と市民協働による維持管理/市民・企業との協	
視	自然環境		向けて、自然の恵みを享受できる 水・緑環境を目指す	15	・農地の保全・安心して生活できる環境の保全	理計画の策定と市民協働による維持管理/市民・企業との協働による緑のまちづくり/既成市街地や臨海部における緑の創造 水田の保全対策/市民利用型農園の設置/担い手育成/生産緑地制度 大気・水・振動・騒音・地盤・有害化学物質等の環境問題への対応/関連法令等に基づく工場・事業場の規制指導/環境状	横浜市自動車公害防止計画横浜市下水道計画基準
視	自 然 環		向けて、自然の恵みを享受できる	15 16 17	・農地の保全・安心して生活できる環境の保全	理計画の策定と市民協働による維持管理/市民・企業との協働による緑のまちづくり/既成市街地や臨海部における緑の創造 水田の保全対策/市民利用型農園の設置/担い手育成/生産緑地制度 大気・水・振動・騒音・地盤・有害化学物質等の環境問題への	

※横浜市が策定している、主な分野別計画等を基本方向ごとに整理し、それぞれ最も関連性のある箇所に記載した。(平成22年3月現在)

図14 施策体系図 23 - 24

第5章 計画の評価と推進の仕組み

現行計画では、環境管理計画の施策の評価や横浜の環境全体についての総括がなされていないことが課題である。

新たな計画では、まず、環境側面からの評価を行い、その結果を踏まえ総合的な視点からの評価を行う。総合的な評価では、「環境行動」に着目するなど、個々の施策の推進へのインセンティブにつなげることが重要である。

5.1 現行計画の評価における課題

(横浜の環境全体の総括がされていない)

現行計画では、施策実施状況の振り返りを行い、年次報告書として取りまとめている。年次報告書では、数値的な目標・指標があるものに関しては、その達成状況を取りまとめているが、現況や経年変化を述べるに留まっており、施策の評価や横浜の環境全体についての総括がなされていない。

この理由として、現行計画で示されている基本施策の目標や指標が、抽象的な表現で示されているために達成度合いを把握することが困難なものや、指標自体が定められていないものもあることが挙げられる。また、基本施策ごとに目標が設定されているため、横断的な視点による目標・指標が設定されていないことも理由として挙げられる。

(分野別計画ごとに評価手法が異なっている)

分野別計画等が策定されている場合は、環境管理計画とは別に、各計画等に基づく施策ごとの振り返りや評価が行われており、環境管理計画ではそれらを東ねて年次報告書にまとめるに留まっている。これらの目標・指標は、設定にあたっての背景がそれぞれ異なり、その内容についても、事業の進ちょく率を示す指標から、施策・事業の実施により発生する効果や成果を示すアウトカム指標まで様々である。環境管理計画において分野別計画等の目標・指標を活用した評価を行うことは、各計画等の推進を後押しする意味でも重要であるが、総合的・横断的な視点で横浜の環境をどのように総括するべきか検討する必要がある。

5.2 計画の評価の考え方

環境管理計画の推進にあたっては、総合的・横断的な視点で横浜の環境を総括し、評価することが求められており、その評価を個々の施策の推進につなげることが重要である。そのためには、環境全体の施策実施状況を束ねるとともに、個々の施策のさらなる推進へのインセンティブとなることや、相乗効果を生み出すような評価を行うことが必要である。

これまで、市民等との協働による取組は、数多く活発に行われてきている。しかし、どのような行動が行われ、その結果どのような課題が見つかり、どのように新たな行動につなげ

ていくのかを、「環境行動」という総合的・横断的な視点で評価する場面がなかった。「環境行動」は、分野が異なっても「行動」そのものは主体ごとに共通に見ることができる。したがって、従来から用いられている分野別計画等の目標・指標を活用した評価に加え、具体的な「環境行動」に着目した評価を導入すべきである。環境行動を重視することにより、実際に活動に取り組んでいる市民や事業者、団体などのモチベーションを高めることができ、その結果、新たな挑戦や行動が生まれ、より積極的な環境行動の展開を期待することができる。

なお、新たな環境管理計画の評価は、総合的な視点を重視し、施策体系の「基本方向」ごとに行うこととする。ただし、「基本方向」ごとの評価を行うためには、まずは個々の分野ごとに整理を行い、各基本方向の主要な施策である「基本施策」ごと(場合によっては複数の基本施策ごと)の積み上げが必要となる。評価にあたっては、この積み上げの部分についても見える形で整理するよう、配慮が必要である。

5.3 指標の設定と分野別計画等との関係

(分野別計画等で用いている目標・指標の活用)

「評価の考え方」に基づく評価を実施するため、新たな計画では基本方向ごと(場合によっては複数の基本施策ごと)に「環境指標」を設定する必要がある。環境指標やその目標値の設定は、既存の分野別計画等で用いている目標・指標を可能な限り用いて複合的に行うこととする。これにより、分野ごとに異なる目標・指標が複数設定される等の重複感を避けるとともに、各計画の推進を後押しする役割も持たせることができる。

(目標・指標の妥当性の検討)

現行の環境管理計画では、基本施策ごとに環境目標と目標達成のための指標を定めており、特に公害(生活環境)対策の分野では、市内の現況等を踏まえて環境基準等の数値を指標として用いている。指標の中には、環境基準とは異なる数値を独自に設定している項目もあるが、これらの指標については、達成状況を踏まえ、指標の妥当性等を再度検討すべきである。その際には、新たに汚染物質として監視が必要な項目に配慮が必要である。

(総合的な視点での施策の評価)

環境側面ごとの視点での施策は、既存の分野別計画等で達成状況の定量把握が可能となる 目標・指標を設定しているものが多く、それらを環境指標に設定することが可能である。し かし、総合的な視点での施策は、既存の計画等で目標・指標を設定しているものは少なく、 環境の視点から適切な評価を行うことが可能となる目標・指標を設定することは難しい。

そこで、前述の環境行動に着目した総合的な評価を行うべきである。既存のモニタリングやアンケート調査の活用はもちろんのこと、今後も個々の施策実施において市民意見の把握を積極的に行い、環境管理計画での評価につなげることが重要である。

5.4 評価の手順と推進の仕組み

(2 つのステップによる評価)

総合的な視点と環境側面ごとの視点の2つの視点で整理した施策を、横並びに同じ視点で 評価することは困難であり、特に、総合的な視点での基本方向、基本施策の評価の実施にあ たっては、環境行動に着目して評価を行うため、次のような2つのステップでの評価を提案 する。

まず、環境側面ごとの視点で、各施策の環境指標や環境行動の実践状況、関連データ等に基づき、評価を行う([図 15] STEP1)。次に、総合的な視点で、環境行動の実践、関連データ等に基づく評価を行う([図 15] STEP2)。この段階においては、環境行動の視点を重視し、STEP1の評価結果もあわせた総合的な評価が必要である。

(推進の仕組みと課題)

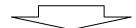
推進の仕組みのイメージを、[図 16] に示す。

実施した施策の評価は、STEP1では、各施策の所管部署が自己評価を行い、その結果を基本方向ごとに取りまとめる。STEP2においては、各施策の所管部署が自己評価として実施するとともに、環境管理計画の所管部署が総合的な視点で総括すべきである。

また、2つのステップによる評価内容を、環境創造審議会へ報告するとともに、年次報告 書等により分かりやすく市民に伝え、あわせて意見を求めるなどにより、計画のさらなる推 進につなげる必要がある。

なお、目標・指標の設定方法やその進ちょく状況に対する評価手法、計画の推進体制については、様々な考え方・手法が考えられることから、市民等の意見を取り入れながら、段階的に充実・発展させていくことが必要である。

STEP1:環境側面からの評価シート									
基本方向	視点•目標	環境指標の状況(例)	環境行動の 実践状況	関連 データ	評価				
④地球環境・エネルギー~地球温暖化対策の	地球温暖化対策に有効 な仕組みづくりや再生可	再生可能エネルギー利 用を示す指標	***	***					
推進~	能エネルギーの普及促	000	***	***					
	進等により、温室効果ガ	000	***	***					
	ス排出量の削減を目指す	000	***	***					
⑤資源の循環 ~循環型社会の構築~									
⑥ 自然環境~自然の恵みを享受できる環境の保全・再生・ 創造~									
⑦ 生活環境 〜安全で安心・快適な 生活環境の保全〜									



STEP2:総合的な視点からの評価シート										
基本方向	視点•目標	環境行動の実践状況	関連データ	評価						
①ひとづくり	市民一人ひとりの環境問	基本方向④の視点	***							
~自ら考え、環境行動	題に対する意識が高ま	基本方向⑤の視点	***							
を実践するひとづくり~	り、様々な環境行動の実		***							
	践や、環境活動のさらな		***							
	る活性化につながるひと	000	***							
	づくりを目指す									
②地域活力づくり										
~環境を基軸とした										
地域活力づくり~										
③まちづくり										
~環境と調和・共生し										
た魅力あるまちづくり~										

図 15 評価シートのイメージ

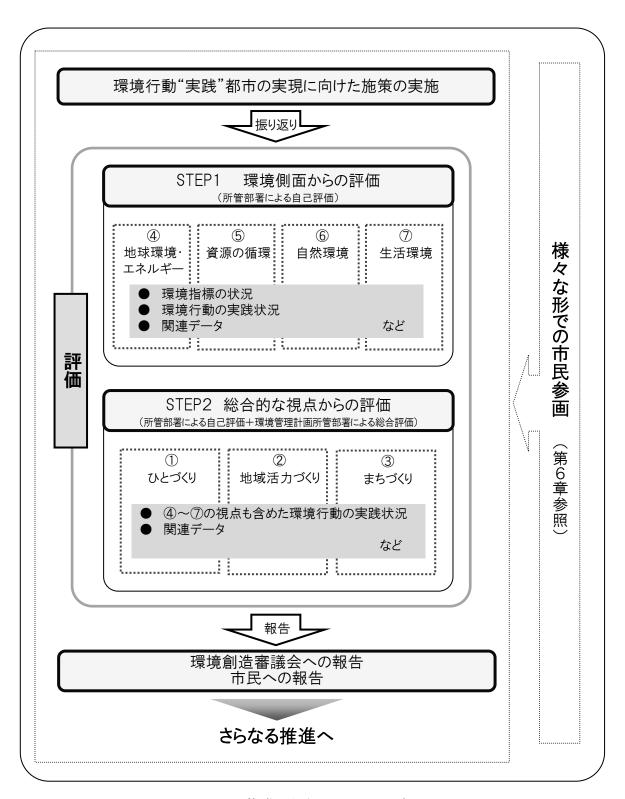


図 16 推進の仕組みのイメージ

第6章 市民参画の考え方

現在の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に結びついており、環境に関する取組の推進には市民参画が不可欠である。まずは、より多くの市民に環境意識を持ってもらうこと、また環境意識の高い市民の参画により環境活動の活発化、さらに環境活動の連携の促進へとつなげていくことが必要である。

環境管理計画の役割としては、分野別計画への市民参画の促進、環境関連情報の提供、定期的な市民の環境に関する意識調査の実施等を行うことにより、環境行動の促進につなげることが求められている。 [図 17]

6.1 市民参画を進めるために横浜市全体で取り組むべき点

(より多くの市民に環境意識を持ってもらうための取組)

● 幅広い層への環境理解の促進

これからの環境政策においては、市民の環境行動が重要な役割を有する。例えば、横浜市の温室効果ガス排出量は市民生活に起因する割合が大きく、市民の生活スタイルなどを低炭素型に転換することにより、大きな効果が期待できる。しかし、市民の環境問題に対する意識は高まりつつあるものの、依然として環境行動の実践までには至っていない。市民の環境意識を高めるだけにとどまらず、環境行動につながる取組を一層強化することが喫緊の課題である。そのためには、区役所等を含めた市民協働の取組よる環境施策をこれまで以上に推進することが重要である。

● 身近な環境に興味を持ってもらうきっかけづくり

環境活動への市民参画を進めていくためには、まずは市民や事業者等に、身近な環境について興味を持ってもらうことが第一歩である。市民生活や事業活動の中で環境に負荷を与えていること、あるいは身近なところで生じている環境問題等について興味を持ってもらうために、広報紙やホームページ等を活用し、環境問題に対する意識の啓発や関連する情報の提供を行い、市民や事業者等が環境問題に興味を持つきっかけを作ることが必要である。

● 環境教育のさらなる推進

現在、横浜市では、事業者や環境団体と協働で、地球温暖化問題や水・緑の保全などの環境問題への理解を深めるため、地域や小学校を対象に「出前講座」を実施している。このような地道な活動は、長期的な視点で実施していくことで大きな効果が期待できるため、継続して取り組むべきである。今後重要なこととして、地域における環境問題は、生活環境や自然環境等の狭い意味での環境だけではなく、地域の歴史や伝統・文化などにも広く関わるものであるため、地域活性化という視点も忘れてはならない。また、事業者や環境団体、地域に精通した年長者のような幅広い人材を活用していくべきである。

(環境意識の高い市民の参画により環境活動を活発化させる取組)

● 環境行動のリーダーやコーディネーターとなる人材の育成

様々な環境活動が各地域で主体的に展開されるためには、専門的な知識を有し、リーダーとして活動を牽引する役割を果たす人材や、他の活動団体との連携に向けた調整や、地域の環境活動をより効果的なものへと誘導するようなコーディネーターとしての人材が求められている。しかし、活動の場や内容等により求める人物像が異なるため、行政による人材育成も難しい面がある。横浜市には、大学や企業などの各種研究機関が数多く立地するとともに、367万市民を擁する横浜市内では、技術や知識を持った人材が数多く活動していると考えられる。これらの豊富な地域資源を積極的に活用し、環境活動とそこで求められている人材とを橋渡しする仕組みを構築すべきである。

● 環境の現況に関するモニタリングへの市民参画

横浜市の環境の状況については、現在は大気、水質等の定点観測等、特に生活環境分野における測定等が主に行われているが、例えば市内の希少な動植物の状況など、自然環境や都市環境等の分野では、データそのものが未整備であるものも存在する。今後は、市民等の協力を得て環境のモニタリングを充実強化し、例えば、市民版レッドデータブックを作成することなども有効である。このような市民参画型のモニタリングを通じて、市民等の環境意識の向上とともに、市民団体等の活動を促進し、市内環境に関する貴重なデータの蓄積が期待できる。

(環境活動の連携を促進させる取組)

● 環境活動団体への支援

現在、横浜市には水辺愛護会や公園愛護会など多くの活動団体が存在し、活発な活動が行われている。しかし、活動団体同士の交流の場・機会が少なく、フィールドを越えた活動はあまり見られない状況にある。横浜市では、活動団体への支援策として「横浜市環境保全活動助成金」など、活動経費の助成等を行っているが、活動団体同士の連携を促し、より広い範囲における活発な活動の展開を図るために、活動団体への効果的な支援のあり方について検討する必要がある。また、現在は、環境創造局が中心となって環境活動を支援しているが、地域密着の考えから、事業によっては区役所が中心となり活動団体と協働していく方法に移行するべきである。

6.2 市民参画の促進に向けた環境管理計画の役割

● 分野別計画への市民参画の促進

横浜の環境をより良いものにしていくためには、全ての主体が環境行動に取り組む必要がある。そのためには、分野別計画の取組において、市民参画を促進することが重要である。 環境管理計画は、分野別計画における市民参画の状況や課題を抽出するとともに、市民協働を重視した施策評価を行うなど、市民参画を促す役割を果たすべきである。

● 環境関連情報の提供

市民や事業者等の環境意識を高め、自発的な環境行動を促進するためには、環境に関する情報の提供が必要である。環境関連情報の提供は、できる限り分かりやすく、正確に、かつ即時的に提供できることが望ましい。

・より分かりやすい年次報告書の発行

横浜の環境全般に関する情報を集約し、環境管理計画の年次報告書である「横浜の環境」を毎年発行している。市民等への環境情報の提供の充実化に向けては、この年次報告書を改善し、活用することが考えられる。現行の年次報告書は、横浜市ホームページでの公表とあわせて、冊子にまとめ有償配布しているが、例えば、読み手の環境に関する関心度に応じて、形式、内容、公表・配布方法等を変えるなど、横浜の環境の状況をより多くの市民に分かりやすく伝え、環境に関する意識の向上や、環境行動の実践につなげるための創意工夫が必要である。将来的には、市民視点により横浜の環境の状況を整理し、市民主体により報告書を作成することも考えられる。

・情報の収集・整理と活用しやすい発信方法

横浜市では、年次報告書の他にも環境に関する様々なデータを様々な媒体を通じて発信しており、ホームページでは、常時監視測定局における測定結果や、横浜市環境科学研究所による調査結果等を掲載している。しかし、測定体制が十分整っていない等の理由によりデータが不足している分野もある。横浜市はこのようなデータをはじめとした環境情報をより充実させるとともに、様々な情報を収集し、分かりやすく整理する必要がある。また、情報の存在を市民に知ってもらい、情報源として活用してもらうための普及啓発もあわせて行う必要がある。

● 定期的な環境に関する意識調査の実施

横浜市では、従来から、分野別に様々な市民意識の把握を行っている。しかし、環境に関する施策は分野間で関連しているものが多く、環境に関する総合的な意識調査を実施することにより横断的に市民意識を把握することが必要である。そのためには、これまでの分野別の意識調査とは別に、定期的に環境への意識についてのアンケート調査を実施することや、個別施策でのモニタリング調査、事業者へのヒアリング調査の結果等を集約することも重要である。また、これらの調査を取りまとめることで、環境施策の課題などを整理するとともに、環境管理計画の評価の中に市民意識調査の結果を取り入れ、今後の施策に反映させる必要がある。

6.3 より一層の市民参画の促進に向けて

● 楽しみにこだわった取組の展開

市民の積極的な環境行動を推進するためには、市民の環境意識を高めるムーブメントの場を設けることも重要である。例えば、環境活動を行っている市民や事業者、団体等の活動内容の成果発表の場や、交流、啓発等を実施することで、環境にあまり関心のない人や、関心はあるが行動に移せていない人でも「行ってみたい」という気持ちを起こすような、「お祭り」のような場が有効である。

平成 22 年度には環境月間にあわせて市民創発のフォーラムを予定しているが、このような取組を拡大し、多くの市民が参加できる「楽しみ」にこだわった取組を展開していくべきである。

市民参画を進めるために横浜市全体で取り組むべき点

より多くの市民に環境意 識を持ってもらうための 取組

- ・幅広い層への環境理解の保護
- 身近な環境に興味を持って もらうきっかけづくり
- ・環境教育のさらなる推進

環境意識の高い市民の 参画により環境活動を活 発化させる取組

- 環境行動のリーダーやコーディネーターとなる人材の育成
- 環境の現況に関するモニタリングへの市民参画

環境活動の連携を促 進させる取組

・環境活動団体への支援

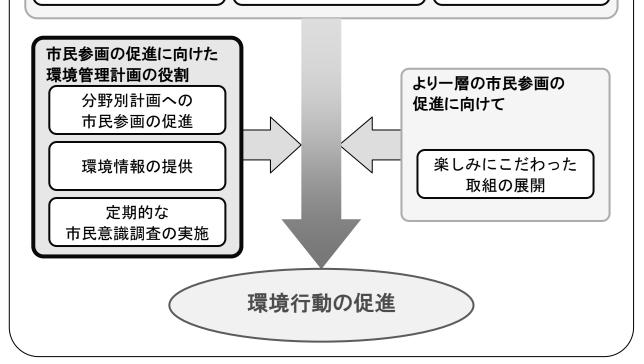


図 17 計画推進への市民参画のイメージ

第7章 戦略的に取り組む施策

(戦略性を打ち出す必要性)

環境政策は、取り組むべき分野が多岐にわたるとともに、短期間では成果に結びつかないものが多く、総合的かつ長期的な視点で継続的に取り組む必要がある。一方で、国内外において環境を取り巻く状況は日々変化していることから、中期的な視点により、その変化に応じた施策を展開していくことが、戦略として求められている。また、昨今の厳しい財政情勢の中で、施策推進のための財源は限られており、その効果的な活用等の戦略が必要である。

そこで、環境管理計画を着実に推進するため、既存施策の推進に加えて、計画が目指す横 浜の姿を見据えた上で、戦略的に取り組む施策を掲げることを提案する。なお、環境管理計 画の策定においては、個々の取組の事業展開の道筋や財源、他部門との連携等を踏まえ、着 実に推進できるようにすることが重要である。

(戦略性を打ち出すべき分野)

環境を取り巻く世界的な状況変化として、特に、地球温暖化対策の拡大、生物多様性の喪失や局地的大雨等の異常気象への危機感の高まりが挙げられる。これらに関する施策はいずれも成果が得られるまでには相当の期間を要することから、これまでは理念先行であったが、将来に向けて新たな段階に進むことが求められている。

また、市内の状況を見ると、景気感は回復傾向にあるものの依然として厳しい見通しが続いている。あらゆる分野において環境の視点を取り入れ、環境を柱とした景気回復につながる経済政策を打ち出すことが必要である。さらに、環境管理計画の推進においては、市民・事業者等との連携が不可欠であり、環境行動の実践につながる広報が必要である。戦略的に取り組む施策は3~5年間の中期的な視点で整理することが望ましいが、これらの施策に対しては、できる限り早期に着手すべきであり、積極的に取り組むことが求められている。

戦略的に取り組む施策のイメージを [図 18] に示す。

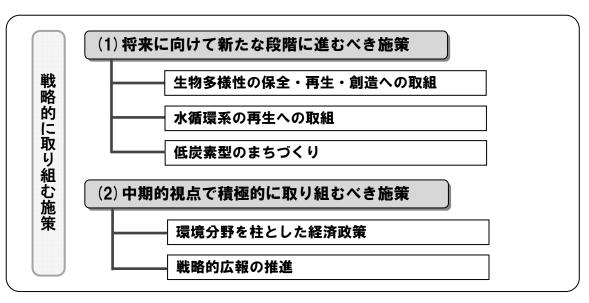


図 18 戦略的に取り組む施策のイメージ

7.1 将来に向けて新たな段階に進むべき施策

■生物多様性の保全・再生・創造への取組

【現状】

国では、生物多様性基本法の制定や生物多様性国家戦略が立案されるなど、環境政策として生物多様性を重視する動きが高まっている。横浜市では、生物多様性に関する基本的な考え方を示した「横浜市生物多様性保全再生指針」が策定されており、現在、具体的な行動計画となる「横浜市生物多様性地域戦略」の策定に向けて取組を進めている。

今後は、現在残されている身近な生物の生息・生育の場を守っていくとともに、地域特性 にあわせた効果的な取組を進める必要がある。そのためには、市内の生物に関するデータの 充実を図るとともに、様々な施策と連携し体系的に取組を進めていくことが重要である。

【戦略的取組の案】

● みどりアップ計画との連携

市内の緑の保全と創造のため、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を平成 21 年度に策定し、緑の総量と質の維持・向上を目標に施策を進めている。今後は、管理を行う樹林地の保全管理計画策定の拡大など、生物多様性の視点を強化した展開につなげることが必要である。

● 豊かな海づくり施策への展開

横浜市では、山下公園前での生き物の水質浄化能力を活用した「きれいな海づくり事業」や、金沢湾でのアマモ場の再生などに取り組んでおり、これらは、海域における生物多様性の保全の取組の象徴的なものとなっている。横浜において海は、市民が自然と触れ合える身近な場所であり、憩いの場としても大切な財産である。そこで、豊かな海づくりの重要性を広く伝えるため、市民との協働によりさらなる取組へと展開することが重要である。

● 生物に関する継続したデータの蓄積

横浜市では、生物多様性に関するデータや調査など、基礎的な資料が十分に整備されていない。横浜市環境科学研究所では、源流域や河川などで生物のモニタリング調査などを実施しているが、これらの過去のデータを体系的に整理するとともに、専門家等の指導により調査方法全般を見直すなど、充実したデータ蓄積のための取組を進めるべきである。また、専門家等による調査だけでなく、市民・事業者等も参画した里山や海域などでの調査を実施することも、生物多様性への関心を高め、市民・事業者の環境行動を促進するためには有効である。

■水循環系の再生への取組

【現状】

横浜市は、郊外部にまとまった樹林地・農地を有し、これらを源流域とする河川が市街地を流れ、小高い丘陵の間に谷戸やせせらぎが複雑に入り組んでいる。このような小流域の水循環系が横浜らしい水環境を形成している。各河川の流域は規模が小さく、市内で完結しているものが多いため、短時間に大雨が降ると一気に雨水が流出してしまう特徴があり、雨水による地下水涵養機能を高めることが重要である。横浜の特性を活かし、自然の水循環系の回復を進めていくために、樹林地の保全や流域単位でのさらなる施策展開、まちづくりとの連携、雨水浸透施設の設置等による雨水浸透機能の促進など、全市的な取組が必要である。

【戦略的取組の案】

● 流域単位での管理の推進

水循環は水系単位の流域で成り立っていることから、健全な水循環系を再生するためには、 行政区域や地域での取組だけではなく、流域単位での連携した取組の推進が必要である。流 域の現状や課題等を踏まえて、地域特性に応じた施策の展開を進めていくこと、つまり流域 単位での管理を推進する必要がある。

● まちづくり政策への転換

横浜市では、これまで下水道や河川などの事業を中心に水循環に取り組んできた。今後は、流域の水循環に影響する土地利用の誘導や、樹林地・農地の保全、緑化の推進など、水循環の視点でのまちづくりを誘導していく政策へ転換を図ることが必要である。

● 雨水浸透機能の促進

雨水浸透機能は、水循環系の回復に重要な役割を有しているが、その効果を直接目で見ることが難しいため、市民・事業者等にその重要性が認知されにくい。まずは、行政が率先して公共施設に導入し、その効果を広く情報発信することが必要である。また、確実な普及促進のため、助成制度などを充実させることも有効である。

【現状】

温室効果ガス排出量の削減のためには、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用をさらに進める必要がある。特に、大規模建築物などが集積している地域において、エネルギー利用の効率化を進めることは大きな削減効果が期待できる。また、横浜の特徴である367万市民の力を最大限に活用した、効率的なエネルギー利用を進めるための基盤づくりに取り組むことが重要である。

【戦略的取組の案】

● 地域的なエネルギーの有効活用

工場集積地や大規模建築物において、排熱等の未利用エネルギーの活用や建物間のエネルギーの融通などエネルギーマネジメントを進めることは、地球温暖化対策として非常に効果が高い。しかし、技術的な課題や所有権の問題、採算性など実現に向けた課題は多く考えられ、まずは行政が事業者と協働で、事業の効果や妥当性など多角的な調査・検討を行い、その評価を広く公表することが、建築物のエネルギーマネジメントの展開に有効である。

● エネルギーのグリーン化

横浜市では、生物由来(バイオマス)燃料の活用として、小学校から回収した使用済食用油を福祉施設でバイオディーゼル燃料に精製する取組や、自治会町内会に対する太陽光発電設備の設置補助事業を進めている。このような地域社会と密着した取組は、再生可能エネルギーの理解を深め、利用を促進するために基礎的自治体としての取るべき役割である。今後も引き続き再生可能エネルギーの利用拡大を目指し、様々な主体に対する補助や支援、規制緩和などの制度を打ち出していく必要がある。

● 省エネルギー型の住宅の普及

横浜市の平成 20 年度の建築物確認申請受理件数は約 16,000 棟で、このうち一戸建住宅は約 75%を占めている。このように、横浜市では戸建住宅が多く建設されており、これらの戸建住宅を省エネルギー・省資源型に誘導していくことは、市内の環境負荷低減に大きく寄与することとなる。横浜市では、一定規模以上の建築物を対象に平成 17 年度から CASBEE 横浜を実施しているが、平成 22 年度からはさらに対象面積を引き下げるなど、制度の強化を図っている。今後は、CASBEE 横浜の戸建住宅版である CASBEE すまい(戸建)の導入など、省エネルギー型の住宅の普及に取り組む必要がある。

● 家庭への環境配慮型機器の普及促進

横浜市には157万を超える世帯があり、各家庭に再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器が普及することは、地球温暖化対策として大きな効果が期待できるとともに、市内経済の活性化にも資するものである。太陽光発電・太陽熱利用システム、電気自動車、省エネルギー型家電製品などが普及し、環境配慮型のライフスタイルに転換していくよう、行政が積極的に支援すべきである。

7.2 中期的視点で積極的に取り組むべき施策

■環境分野を柱とした経済政策

【現状】

これまでの横浜市の環境政策は、経済政策との連動は十分に意識されておらず、積極的な展開は見られなかった。しかし、昨今の先行きが不透明な経済状況の中において、地域経済の活性化につながる施策の推進が求められており、需要と雇用を創出する新たな成長分野となる確度が高い環境分野においては、技術や製品の開発や普及の支援などを強化していくことが重要である。また、環境に配慮した製品は付加価値が高く、消費者の購買意欲をも左右するものである。したがって、横浜の経済的な競争力の向上のためにも、環境を柱とした成長戦略を描き、事業者の環境分野への投資や事業展開の支援に積極的に取り組む必要がある。

【戦略的取組の案】

● 企業における技術革新の推進

横浜市には、火力発電所など大規模なエネルギー供給施設が立地するとともに、臨海部などには鉄鋼業、製造業等が数多く集積している。これらの企業では、我が国をリードすべくエネルギーの高効率化が進んでおり、今後もさらなる技術の進歩が期待できる。このような技術開発の進展は、産業界全体への環境投資をも牽引する役割を有しているとともに、横浜経済の景気回復の原動力となることから、行政による積極的な支援や協働した取組、市内中小企業への展開を進める必要がある。

● 都心部の魅力づくり

都市としての魅力を高め、ブランドとして優位性を保ち続けるためには、環境をキーワードにした都心部のまちづくりに取り組むべきである。例えば、ゼロカーボンや生物多様性をテーマとしたまちづくりや、公園の活用、風の道、ビオトープづくり等ハード面での環境施策を導入するとともに、多くの人々の注目を集めるような施策を展開すべきである。なお、欧米諸都市では、都市のブランド性を高めるために環境への取組を強調しており、横浜市においても環境施策を積極的に活用すべきである。

● 都市農業の新たな展開

横浜市は、大都市でありながら、市街地に隣接してまとまりのある農地が広がっており、野菜、花・植木、畜産など多種多様な農業が営まれている。横浜の農業の新たな展開にあたっては、巨大な消費地に近い生産地である特性を最大限に活かし、地産地消による販路拡大や、市内農産物のブランド化の推進、観光農業の推進などを積極的に展開していくことが必要である。

■戦略的広報の推進

【現状】

これからの環境施策には、市民・事業者等の環境行動の推進が不可欠である。しかし現状では、市民の環境に対する意識・関心は高まりつつあるものの、環境行動の実践には結びついていない。市民の環境への理解を深め、環境行動につなげるためには、広報が有効な手段と考えられる。広報は行政の不得手な分野であるが、環境部門における最重要施策と位置づけることが重要である。平成 22 年 1 月に実施されたアンケート調査 [参考資料VII] では、「環境問題の情報を得る手段」として、新聞・雑誌、テレビ、インターネットが上位を占めており、これらの媒体を効果的に活用しながら、その効果を踏まえた戦略的な広報に取り組む必要がある。

【戦略的取組の案】

● 体験型ツアーの実施

市民の環境意識の向上のためには、環境を実体験してもらうことが何よりも効果的である。例えば、実際に樹林地や農地などへ出掛け、直接自然を見て触れることは、自然環境保全に対する意識を大きく転換することにつながる。また、市内には環境配慮型の工場が数多く存在するため、工場見学などを通じて企業の先進技術や環境活動に触れることは、環境技術の進展への理解に大きくつながるものである。企業と行政が連携し、さらに観光業界を巻き込んだ体験型の観光事業を展開することにより、新たな発見や楽しみによる参加者の環境意識の向上が期待できる。さらに、このような取組は、市民だけでなく、市外からの来客や国際会議での対応など、横浜のプロモーションへも貢献するものと考えられる。

● 環境月間の効果的な活用

横浜市では環境創造局を中心に、年間を通して 100 回程度の環境関連イベントを実施しているが、イベントの総参加者数とそれを企画・運営する職員の労力とを勘案すると、必ずしも効率的に実施されているとは言えない状況にある。これまで環境月間である 6 月に、環境活動展、エコカーワールドなどのイベントを実施しているが、この環境月間を有効に活用するため、事業者や団体とも連携して、環境関連のイベント関係をこの期間に集中させ、あらゆる広報媒体を活用して市民へ積極的にメッセージを発信するべきである。また、これまでの広報活動は、その効果についての検証は行われていなかった。これからは、施策の振り返りとあわせて、各部署での広報の取組を取りまとめ、その効果などを評価すべきである。

● 区役所を中心とした普及啓発の実施

横浜G30プランの取組では、区役所や自治会関係者などが地域での環境行動の普及啓発に大きな力を発揮した。このような家庭や地域社会での地道な取組の積み重ねが、地球温暖化対策などには何よりも重要である。そのためには、区役所を中心とした取組や自治会関係者などとの連携を強化し、市民に身近で分かりやすい普及啓発の取組を展開してくべきである。

第8章 配慮の指針の考え方

現行計画の環境配慮指針編は、事業調整制度において、市が開発事業者に対して環境配慮の助言を行うための指針として用いられている。しかし、事業調整制度を環境影響評価制度に取り込むことについての検討状況や、開発事業等への環境配慮に関する各種制度等の整備が現行計画の策定後に進んでいることなどを踏まえつつ、新たな計画での「配慮の指針」のあり方を検討すべきである。

8.1 現行計画の環境配慮指針編の位置づけと活用

(環境配慮指針編の位置づけ)

環境管理計画における配慮の指針については、「横浜市環境の保全と創造に関する基本条例」第18条第2項により、「環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。」と規定されている。

また、現行計画では、計画の策定方針の一つとして、「開発事業等における環境配慮の指針を示す計画」とすることを掲げている。

●現行の環境管理計画より抜粋

「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」にもとづく調整等(以下「事業調整制度」という。)を積極的に活用し、環境に配慮した街づくりを進めることが重要です。そこで、事業調整制度運用の指針となり、環境に配慮した街づくりの推進に資するよう、開発事業の種別ごとに配慮事項を明らかにする「事業別配慮指針」と地域の環境特性に応じた配慮事項を明らかにする「地域別配慮指針」を示す計画とします。

この方針を受け、開発事業等の計画立案にあたって、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響を回避・低減し、良好な環境を保全・創造していくために配慮すべき事項を示した「事業別配慮指針」と、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに配慮すべき事項を示した「地域別配慮指針」が定められている。これらの配慮指針を「環境配慮指針編」として取りまとめている。

(配慮指針の活用)

「環境配慮指針編」として取りまとめたこれらの指針は、主に、平成7年7月に制定された「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」に基づく「事業調整制度」において、市が開発事業者に対して環境配慮の助言を行うための指針として用いられている。

●横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱 抜粋

第1条 この要綱は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(以下「条例」という。) 第21条の趣旨に基づき、横浜市内で開発事業等を行おうとする者がその構想又は計画(以下 「計画等」という。)の立案に当たって、その計画等の内容を環境への影響について適正に配 慮したものとするために市が行う環境に関する情報の提供、助言等(以下「調整等」という。) について必要な事項を定め、もって環境の保全に資することを目的とする。

第4条 環境創造局長は、前条に基づく調整等の開始以降は、計画者等に対し、必要に応じて計画地及びその周辺における環境の保全に関する調整等を行うものとする。

2 環境創造局長は、条例第 18 条に基づき策定された横浜市環境管理計画(以下「環境管理 計画」という。)に定める環境への配慮の指針に沿って調整等を行うものとする。

また、平成 10 年 10 月に横浜市環境影響評価条例が制定され、一定規模以上の開発事業については、同条例に基づく手続きの中でその事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置等について審査されるようになっている。

8.2 環境影響評価手続きの動向

現在、環境創造審議会環境影響評価制度検討部会において検討が進められている、環境影響評価制度の見直しの中では、事業調整制度を環境影響評価制度に組み込むことを検討する必要があるとしている。環境影響評価制度の見直しにより、事業調整制度が環境影響評価制度に組み込まれた場合は、横浜市環境影響評価条例に基づき、別途、配慮指針を整理することが想定される。[図 19]

8.3 今後のあり方

前項に示した環境影響評価手続きの動向の他に、現行計画の「環境配慮指針編」策定後に、 開発事業等への環境配慮に関する各種制度等の整備が進んでいる。[図 20]

現行計画の「環境配慮指針編」については、環境影響評価手続きの動向や各種制度等の整備状況を考慮すると、今後はほとんど活用される場面がないと考えられる。新たに整備された制度等での環境配慮の指針を、条例で規定する「配慮の指針」として位置づけるなど、現行の配慮指針の廃止も含めて、今後の「配慮の指針」のあり方を検討すべきである。

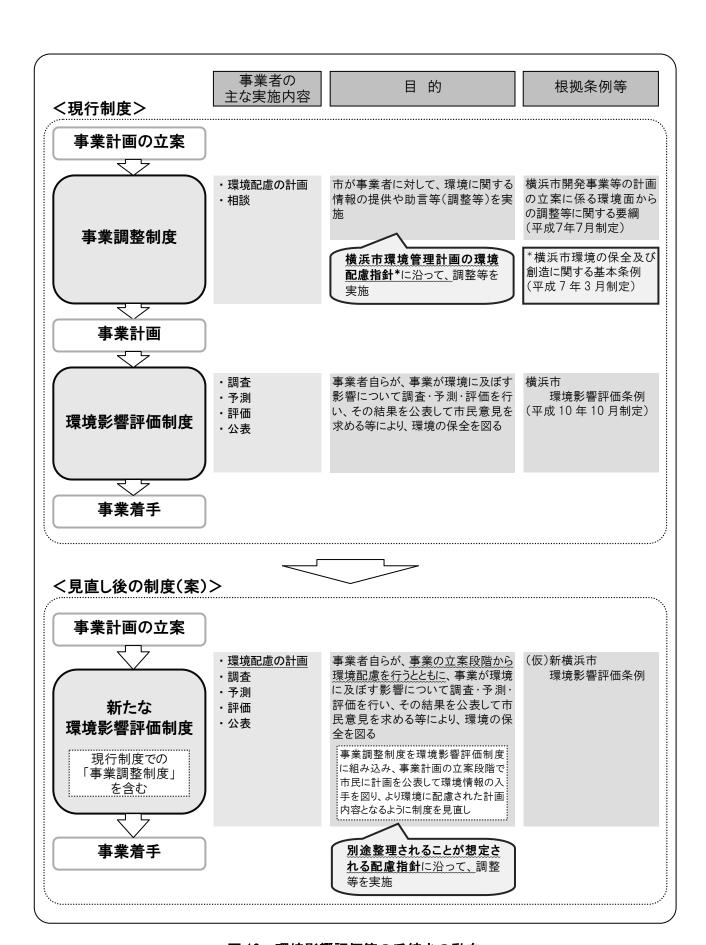


図 19 環境影響評価等の手続きの動向

分野

環境配慮指針(現行計画) 策定時

現在

開発 事業

横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱(H7~)

全般

※横浜市開発事業の調整等に関する条例等の法令によらない横浜市内部の土地利用の総合調整の仕組み

環境影響評価制度(H11~)

横浜市開発調整会議(要綱)(H15~)

→開発事業の総合調整

横浜市開発事業の調整等に関する条例 (H16~)

開発構想立案の指針(環境配慮編)(H21~)

→建築物を除く指針

建築物

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例 (H6~)

→日影、電波障害等住環境への著しい影響の緩和

市街地環境設計制度(S48~)

→公開空地の設置

建築物環境配慮制度(CASBEE 横浜)(H17~)

→長寿命化や省エネルギー対策等の届出制度・認証制度

土木• 公共 土木工事共通仕様書(S47~)

→環境対策、文化財保護、建設副産物、工事の安全確保、爆発・火災防止等

事業

公共工事環境配慮ガイドライン (H19~ 試行中)

→公共工事に伴う環境負荷の低減

公共工事コスト構造改善プログラム (H21~)

→事前事後の環境影響評価、配慮事例

環境 分野別 横浜市生活環境の保全等に関する条例 (H15~)

→事業所に対する公害発生に関する規制・指導、温室効果ガス 対策、建築物環境配慮指針等

横浜市脱温暖化行動方針(CO-D030)(H20~)

→C02 削減方針

緑化地域制度(H21~)

→住居系地域建築敷地(500 ㎡以上)の10%以上の緑化

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(H21~)

→緑や農地の保全、緑の創出

横浜市生物多様性保全再生指針(H21~)

→保全・再生・創出の視点、生物多様性配慮の視点等

図 20 開発事業等における環境配慮に関する制度等の整備

おわりに

本答申は、環境管理計画の改定に向けた基本的な考え方を整理し、その検討内容を取りまとめたものである。

検討にあたっては、環境管理計画と分野別計画の関係、地球温暖化対策への一層の加速化や生物多様性の保全への取組推進等の新たな課題への対応、まちづくりや経済政策等の多様な分野との連携、市民・事業者等のより一層の参画等が主な論点となり、様々な議論を重ねた。

その結果、環境管理計画は「総合性の発揮」、「推進力の発揮」、「環境行動の実践」、「戦略性の発揮」といった役割を果たす必要があることを提示した。また、横浜の地域活力の向上、都市としての魅力の向上を目指すためには、横浜市の環境に関する取組の共通目標となるような将来の横浜の姿として「環境行動"実践"都市」を掲げ、市民、事業者、行政が総力を挙げて取り組む必要があるとした。

実現のためには、横浜市の環境政策の根幹となる「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の役割がますます重要となる。現在の基本条例は、平成7年に制定されて以来、見直しがなされていないが、これまで以上に積極的な役割を果たすためにはどうあるべきか、議論すべき時期を迎えている。

なお、横浜市全体の政策・財政・行政運営に係る実施計画である「横浜市中期計画」や、 分野別計画である「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)」、「横浜市地球温 暖化対策地域推進計画」は、計画期間が平成22年度までとなっており、今後見直しが予定 されていることから、具体的な施策の内容、戦略的に取り組むべき施策などについては、こ れらの計画との整合を図りながら、横浜市全体として着実に環境施策が推進されるよう、整 理する必要がある。また、市民意見や庁内意見等を踏まえた上で検討を行い、より効果的で 実効性のある計画とすること、行政だけでなく市民・事業者等にとっても分かりやすい計画 とすることが求められる。

これらの事項についてさらに整理を行い、横浜の環境行政の基軸となる新たな環境管理計画として取りまとめるとともに、「環境行動"実践"都市」の実現に向けて、計画に求められる役割を果たすべく推進していくことを期待する。

横浜市環境創造審議会環境管理計画部会 委員名簿

(敬称略、部会長・副部会長以下五十音順)

	氏名	役職等
部会長	猪狩 庸祐	弁護士
副部会長	河野 正男	中央大学経済学部教授(会計学)
専門委員	内海 宏	横浜市環境保全活動推進委員会委員長
部会委員	梅田 誠	元横浜市教育委員長 (財) 木原記念横浜生命科学振興財団理事長
専門委員	柴田 芳宏	横浜市環境保全協議会幹事 JFE エンジニアリング(株)鶴見事業所施設管理部長
専門委員	長谷川朝惠	環境カウンセラー
専門委員	吉田 聡	横浜国立大学院環境情報研究院准教授

横浜市環境創造審議会環境管理計画部会における検討経過

年月日	主な検討事項	
平成 21 年 6月 25 日	第8回横浜市環境創造審議会	
	・横浜市環境管理計画の改定について(諮問)	
7月 2日	第1回環境管理計画部会	
	・計画改定にあたっての視点と考え方について	
8月24日	第2回環境管理計画部会	
	・新たな計画の果たすべき役割と目指す姿について	
10月16日	第3回環境管理計画部会	
	・部会中間報告案について	
11月 2日	第4回環境管理計画部会	
	・部会中間報告案について	
11月 5日	第9回横浜市環境創造審議会	
	・横浜市環境管理計画の改定について(中間報告)	
12月 1日	第5回環境管理計画部会	
	・計画改定の意義と役割について	
平成 22 年 1月 21日	第6回環境管理計画部会	
	・部会報告素案について	
2月 4日	第7回環境管理計画部会	
	・部会報告素案について	
3月 1日	第8回環境管理計画部会	
	・部会報告案について	
3月 18日	第 10 回横浜市環境創造審議会	
	・横浜市環境管理計画の改定について(報告)	

参考資料

I 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲 にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
 - (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に 欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、 かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進され なければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性 に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の

地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境へ の負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市 が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

- 第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を 講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気の汚染、水質の汚濁又は土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に 関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

- 第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。 (自然環境の保全及び創造)
- 第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することに より、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化

的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように 必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する 施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければなら ない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

- 第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜 市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な 措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例(平成6年6月横浜市条例第19号)に基づ く横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

- 第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。
- 2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報 告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

- 第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これ らに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当 たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければなら ない。
- 2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その 他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

- 第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。
- 2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように 努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、 必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の 参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

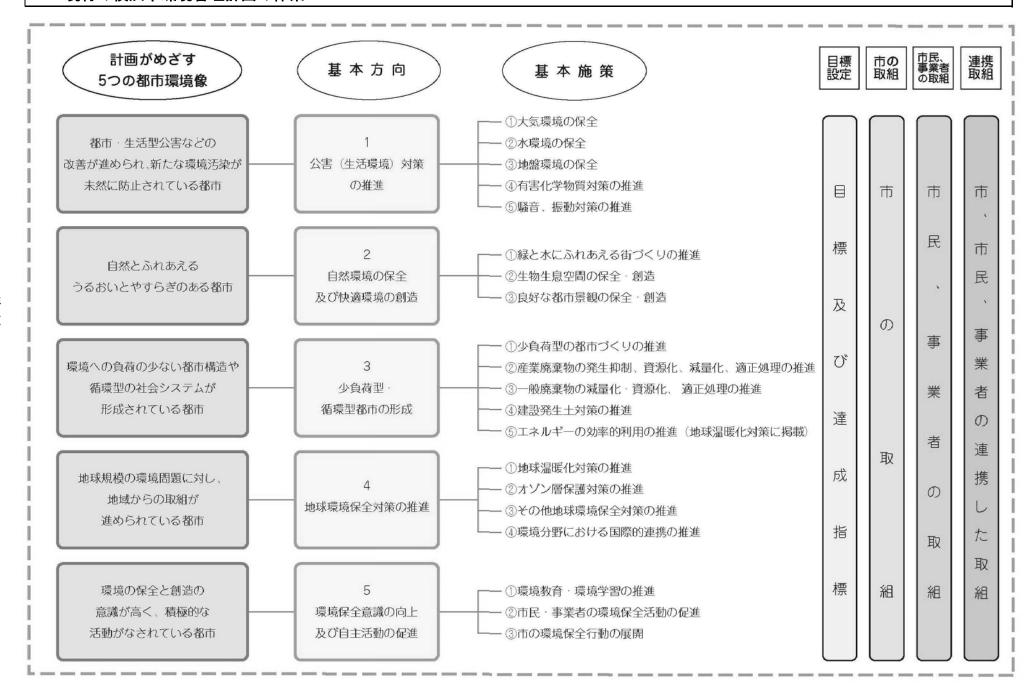
第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の 環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施そ の他の必要な措置を講じなければならない。

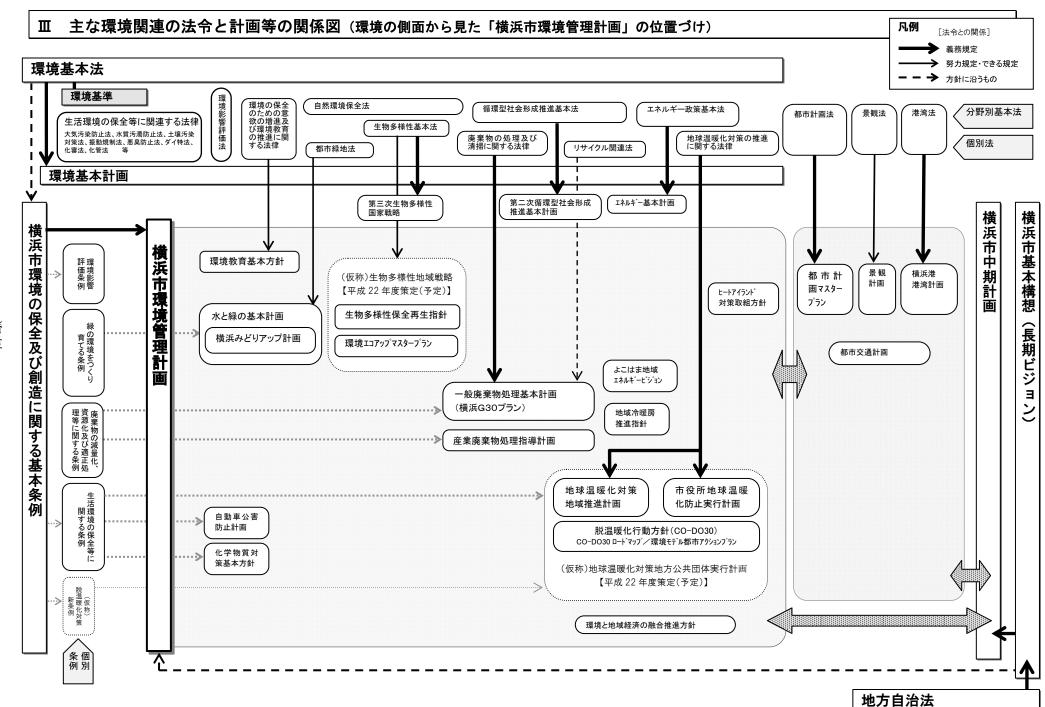
(経済的措置)

- 第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発 その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずる ように努めなければならない。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度 として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければ ならない。





IV 環境管理計画に関連する横浜市の条例・計画等の概要

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
環境分野全般		
〇条例		
横浜市環境の保 全及び創造に関 する基本条例	平成7年3月制定 平成18年12月改正	 ▶ 市・事業者・市民が環境保全に取り組むための基本理念及びそれぞれの責務や施策の基本的事項を定めることで、環境の保全や創造の総合的かつ計画的な推進をすることを目的としている。 ▶ 基本的施策として、以下の内容等を掲げている。 市は公害の防止に関して必要な措置を講じ、またそのために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めること・多様な自然環境の適正な保全及び創造、生態系の多様性の確保に努めること・廃棄物の発生抑制に必要な措置を講じること・ 廃棄物の発生抑制に必要な措置を講じること・ 環境教育に努めること・ 環境教育に努めること・ 環境では、場別では、場別では、場別では、場別では、場別では、場別では、場別では、場別
横浜市生活環境の保全等に関する条例	平成 14 年 12 月制定 平成 21 年 3 月改正	 ▶ 良好な生活環境の確保を目的として、公害を発生するおそれのある事業所に対する規制・指導を行うために適用されてきた「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を基本として、横浜市域の特性を考慮し、市独自に定めた要綱・指針を盛り込み、地球温暖化対策などの新たな環境問題にも対応した形で環境保全を推進していくための必要な事項を定めている。 ▶ 平成16年の改正で「土壌汚染対策」、「建築物環境配慮制度」を追加している。 ▶ 平成21年の改正では、建築物環境配慮制度の拡充、地球温暖化対策計画書制度の対象者の拡大、再生可能エネルギーの導入に係る情報提供等を追加している。

地球環境・エネルギー関連

〇計画等		
	平成 13 年 12 月策定平成 18 年 11 月改訂	 ▶ 2010 年度の一人あたり温室効果ガス排出量を1990 年度比で6%以上削減・2003 年度比では19%以上削減することを目標としている。 ・部門別削減目標では2003 年度比で、家庭部門で29%、業務部門で27%、運輸部門の自家用自動車で13%・業務用自動車等で22%と設定 ▶ 「家庭」、「業務」、「運輸を重点部門とし、10 の重点行動施策を掲げている。 ・①省工ネ家電・機器の使用、②建築物(住宅、事務所)の省工ネ化、③省工ネ行動・エコライフの実践、④クリーンエネルギー自動車の利用、⑤公共交通機関等の利用、⑥エコドライブの実践、⑦新エネルギーの導入、⑧ G30の推進こよるごみ削減、⑨良好な水環境や緑化の推進、⑩ヒートアイライント対策の推進 ▶ 市の重点行動促進策(5R)を推進するとしている。

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
横浜市脱温暖化 行動方針 (CO-D030)	平成20年1月策定	 → 一人当たり温室効果ガス排出量の削減目標として、2025 年度までに30%以上削減、2050 年までに60%以上削減することとしている。 → 以下の4つの基本方針を提示している。 ・ CO2 排出削減につながる仕組みの構築と生活の質の向上を図る ・ 実効性のある取組に政策資源を集中し、国や地方自治体の政策イノベーションを喚起
		・市場需要プル型の施策を積極的に展開 ・市民・事業者等との活発なコミュニケーション・協働と政策連携による取組推進 ▶ 以下の7つの分野での取組行動方針(CO-DO)を提示している。 ・生活 CO-DO/一人ひとりの脱温暖化行動から社会を変える・ビジネス CO-DO/脱温暖化ビジネススタイル(商品作り・
		サービス)から社会を変える ・建物 CO-DO/エネルギー性能のよい建物(省エネ・新エネ装備)による都市づくり ・交通 CO-DO/徒歩・自転車・公共交通によって移動できる魅力的なまちづくりと自動車の脱温暖化の促進 ・エネルギーCO-DO/再生可能エネルギーを10倍に拡大(飛躍的拡大) ・都市と緑 CO-DO/ヒートアイランド対策などを通じたみどりあふれるまちづくり ・市役所 CO-DO/脱温暖化の市役所づくり
CO-D030 ロード マップ/環境モ デル都市アクシ ョンプラン	平成21年3月策定	➤ CO-DO30 で定めた目標達成のため、平成 21 年度から平成 25 年度に具体化、検討する予定の施策を示したものである。 ➤ 重点取組として「環境都市・横浜グリーンチャレンジ」として、①くらし(市民生活からの CO2 を効果的に削減)②しごと(環境に配慮した事業の拡大により、地域経済を活性化)③エネルギー(再生可能エネルギー10 倍拡大に向けたスタートアップ)の3つの視点で CO2 削減に取り組むことを示している。
		 家庭・事業・交通の3つの分野と、再生可能エネルギー普及、市役所、都市と緑、脱温暖化連携の4つの対策でそれぞれ取組推進を明示している。 推進方策として以下の事項等を示している。 ・環境教育などの「人作り」、連携のための「機会、場作り」・国内外の都市と連携を深め、高い施策効果を生み出す・毎年度取り組み状況を検証し、事業を見直す
横浜市役所地球 温暖化防止実行 計画	平成19年3月策定	 ▶ 横浜市の平成 22 年度の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量を、平成 12 年度比で 25%以上の削減を目指すとしている。個別目標は以下の通りである。・事務所等で、7.1%以上削減・一般廃棄物処理事業で、42%削減・下水道事業で、7.6%削減・水道事業で、5.4%削減・高速鉄道事業における排出量抑制・自動車事業で、19%削減 ▶ 実施状況の進捗把握・評価を年度ごとに実施・公表している。
横浜市ヒートア イランド対策取 組方針	平成18年3月策定	横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した方針。目標とする期間は 2025 年頃までとし、市域全体での目標を以下の通り示している。市域全体でヒートアイランド現象による熱帯夜日数減少を図る
		る・特に、都心部・都心部周辺で重点的に熱帯夜日数減少を図る ▶ また、5 類型(業務集積地域、建物密集地域、複合要因地域、 高排熱地域、緑地地域)に分類した 15 の重点推進地域と、重 点推進地域における目標を設定している。 ・緑地地域以外の重点推進地域で、2025 年頃までに熱帯夜日数 を現状から1 割程度減少 ・既存の大規模な緑地を維持・保全

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
よこはま地域エ ネルギービジョ ン	平成20年3月策定	 ▶ 2025年にむけた具体的行動を起こすための以下の「3つの行動」を設定している。 ・エネルギー消費の抑制 ・省エネルギー設備等の導入 ・新エネルギーの利用 ▶ 2050年の望ましいエネルギー消費量(化石燃料から得られるエネルギー消費量30%減)を設定している。 ▶ 地域エネルギー政策の5つの基本方針を設定している。 ・ライフスタイルの転換と環境教育の推進 ・建築物のエネルギー性能向上の推進 ・新エネなど環境にやさしいエネルギーの推進 ・まちづくりの中でのエネルギー政策の推進 ・技術開発の促進と市場形成の促進
横浜市地域冷暖 房推進指針	平成8年4月策定	▶ 市街地の再開発等において地域冷暖房の導入を促進することにより、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し、地球温暖化の防止、大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図ると共に、安全な都市の実現に寄与することを目的としている。
横浜市建築物環 境配慮制度	平成17年7月策定	 ▶ 横浜市建築物環境配慮制度は、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく制度であり、床面積が5,000 ㎡を超える建物を建築する場合、建築物総合環境性能評価システム(通称「CASBEE(キャスビー)」)を横浜用に改良した「CASBEE横浜」を使用し、建物の長寿命化や省エネ対策等がどれだけなされているかを自己評価し、市へ届け出ることを義務付け、その結果を公表するものである。 ▶ 平成22年度から、届出対象の床面積が2,000㎡に引き下げられる等の見直しが行われる。
	平成 17 年 11 月制定 平成 19 年 3 月改正	 ▶ 建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画の評価について、市長が審査し、認証するために必要な事項を定めることにより、建築主による総合的な環境配慮の取組を促すことを目的として策定された要綱である。 ▶ CASBEE 横浜認証制度では、2,000 ㎡以上の建物を対象に、建築主が認証を希望する場合に第三者である横浜市が、CASBEE 横浜における評価の適正さについて審査し、認証書を交付するものである。 ▶ 横浜市では、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、長寿命化対策、景観への配慮の4点を重点項目に指定している。

資源循環関連			
〇条例			
	平成4年9月制定平成19年9月改正	 ▶ 資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する 社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施するため、市・事業者・市民はそれぞれに責務を負うことを定めている。 【平成16年改正】 ▶ 家庭から排出された廃棄物に対し市の所有権理記、持ち帰り禁止 【平成17年改正】 ▶ 動物の死体に係る処理手数料の改定 【平成19年改正】 ▶ 市民・事業者に対し分別区分、排出方法等に従うことを義務化 ▶ 分別に従わない者に対する罰則(過料)制度を新設 	

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
〇計画等		
横浜市一般廃棄 物処理基本計画 (横浜G30 プラン)	平成5年策定平成15年1月改定	 ▶ 横浜市の一般廃棄物対策に関する基本理念、資源化・減量化の目標等、基本方針等を定めたもの。 ▶ 焼却・埋立処分を中心とする廃棄物対策から循環型社会構築への転換をはかるため、平成15年に改定した。 ▶ 横浜G30プランでは、計画期間を平成14年度から平成22年度と定め、3~5年で計画を見直す。計画目標として、平成13年度実績に対し、平成18年度に17%削減、平成22年度に30%削減を設定している。 ▶ 基本方針として、①市民・事業者・行政が情報を共有、②市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進、③徹底的なごみの分別と資源化、④環境に配慮したごみ処理の推進、⑤環境にやさしい、きれいなまちづくり、を提示している。
第 5 次横浜市産 業廃棄物処理指 導計画	平成18年4月策定	 ▶ 平成 18~22 年度の5 か年を第5次計画期間とし、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物について、平成22 年度の最終処分率を発生量の8%、再生利用率を25.8%、減量化率65.9%とすることを目指す。 ▶ 一般廃棄物と産業廃棄物をあわせた廃棄物全体の対策を進めていくことが重要とし、一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)と整合性ある枠組みとし、排出事業者、処理業者、市民、行政の4者が一体となった取り組みとなるように計画を構成。

自然環境関連		
〇条例		
緑の環境をつく り育てる条例	昭和 48 年 6 月制定 平成 16 年 9 月改正 平成 18 年 12 月改正 平成 20 年 9 月改正	 本条例は、都市化の波が現存する緑の環境を著しく破壊しつ つあることに鑑み、横浜市を健康的でうるおいといこいのあ る住み良い都市とするために制定。それぞれの立場で緑の環 境をつくり育てるとしている。 平成 16 年の改正では、建築物の屋上や壁面などの緑化手法 を取り入れたり、新たに一定規模以上の建築行為を緑化の対 象とした。
横浜みどり税条例	平成 20 年 12 月制定	 ▶ 緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、「横浜みどり税」として横浜市市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例を定め、並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置について定めることを目的した条例である。 ▶ 「横浜みどり税」は、市内の緑地保全等を図るため、個人は市民税の均等割に年間900円上乗せ、法人は市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せするもの。実施機関は平成21年度分から25年度分までである。 ▶ 税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(別途第設)」へ積み立て、他の一般財源とは分けて管理する。 ▶ 使途は、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)のうち、①公有地化等樹林地・農地の保全、②緑化の推進、③維持管理の充実による緑の質の向上、④市民参画の促進などの施策・事業に充当する。

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
〇計画等		
横浜市水と緑の 基本計画	平成 18 年 12 月策定	 ▶ 横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるため、従来の「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」「横浜市緑の基本計画」を統合し、水と緑を一体的にとらえた総合的な計画として策定したもの。 ▶ 2025 年を目標年次とし、目指すべき「水と緑の将来像」を6つの視点から明示している。 ▶ リーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」を示している。 ▶ 指標目標として「基本指標」「流域指標」を設定している。 ・基本指標として「基本指標」「流域指標」を設定している。 ・基本指標としては、緑被率(樹林地・農地・草地)に、水面や緑に囲まれたグランドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量を示す指標として「水緑率」を設定し、平成16年度の約35%向上(緑被率約31%)を目指す ・流域指標としては、水と緑の物理的な量の状況(量)、質的な充実度(量)、市民生活との関わりの度合い(魅力)を表す指標を設定
横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策)	平成 21 年 4 月策定	 ▶ 横浜みどりアップ計画は、横浜市域の緑被率を 2010 年度時点で 31%以上に維持・向上することを目的として平成 18 年度に策定したもの。横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)は、平成 19 年 12 月に提出された横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等を受けて、民有地の緑の保全・創造を中心とした新規・拡充施策について取りまとめ、平成 21 年 4 月に策定した。 ▶ 新規・拡充施策の検討にあたり、施策化のポイントを整理し、「樹林地を守る施策」、「農地を守る施策」、「緑をつくる施策」についてとりまとめている。施策化のポイントとして以下の項目を挙げている。・土地の保有の支援・維持管理を行政と市民でサポート・保全した里山を活かし楽しむ仕掛けづくり・相続等やむを得ない事態での買取り・地産地消などに着目した農業振興・多様な担い手対策・周辺環境と農との調和・保全施策の PR・市街地に緑をどんどん増やす緑化・温暖化対策(省エネ農業、緑の資源循環)
横浜市生物多様性保全再生指針	平成21年3月策定	 ▶ 横浜市における生物多様性の保全・再生に関する基本的な考え方を示し、生物多様性について広く理解してもらうことを目的として策定したもの。 ▶ 生物多様性が保全再生された自然環境のあり方を「人と自然が共生し、生き物がつながりにぎわう豊かな自然」と表現しており、横浜市における生物多様性の保全・再生に関する5つの基本的な考え方を明示している。 ・「人と自然が共生し、生き物がつながりにぎわう豊かな自然」を自然環境のあり方とする・保全・再生・創出の視点・地域に応じた生物多様性の配慮の視点・地域の生き物に目を向けた伝統的な技術や文化の尊重・順応的な対応

条例・計画等	制定•最近改正日等	概 要
環境エコアップ マスタープラン	平成10年2月策定	 ▶ 環境エコアップを推進する上での基本方針を提示している。環境エコアップとは、横浜市内全域の生き物の生息環境の質の向上、市内の自然を質・量共に保全、地域にふさわしい手法による種の多様性の向上、様々な主体の連携による人間と自然との共生を図ること、としている。 ▶ 一つのまとまった生き物の生息環境の単位であるビオトープを対象にエコアップを推進。 ▶ エコアップを推進する3つの基本方針は以下の通りである。・全市的エコロジカルネットワークの形成・市民によるエコアップ運動の展開・エコアップ技術・情報の交流促進と向上 ▶ エコアップを推進する14のアクションプラン(4つのエコアップ実践プラン、9つのエコアップ支援プラン、1つのエコアップ連携プラン)を展開している。

生活環境関連			
〇計画等			
自動車公害防止計画	平成 10年2月策定 (4 か年 (平成 19~ 22年度)の事業計画) 平成 19年12月策定	A A	平成 19 年に、平成 22 年度までの長期計画を定める横浜市自動車公害計画の、最終期間である平成 19~22 年度の 4 か年における、横浜市自動車公害防止計画推進協議会(市民・事業者・関係団体及び関係機関で構成)の実施計画で、自動車交通の状況、大気汚染・騒音・振動の状況をまとめている。発生源対策、交通量対策、事業所自動車排出ガス対策、交通流対策、道路構造・沿道対策、普及・啓発の推進、その他(調査・研究)のそれぞれについて、前 5 か年(平成 14~18 年度)の事業実績及び当該期間の平成 19~22 年度の事業計画を示している。
化学物質対策基 本方針	平成16年4月策定	A A	市民・事業者・行政が協働して化学物質の適正管理を行い、環境への負荷低減、環境汚染の未然防止に取り組み、安心できる環境を目指すとしている。 取組の基本的事項には、①情報の共有化、②環境に配慮した行動(活動)の推進、③適正管理の推進、④情報の整理・提供、が含まれている。

ひとづくり関連	ひとづくり関連(環境教育・市民協働)					
〇条例						
横浜市市民活動 推進条例	平成 12 年 3 月制定 平成 17 年 3 月改正	 ▶ 市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。 ▶ 市は市民活動が活発に行われるよう努める責務を、市民活動を行うものは活動が広く市民に理解されるよう努める責務を負う。 ▶ 基本原則として、相互理解、目的の共有、市民活動の自主性の尊重を原則とする。 ▶ 財政的支援を円滑に行うことにより、市民生活の推進を図るため、横浜市市民活動推進基金を設置する。 				

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
〇計画等		
横浜市環境教育基本方針	平成 17 年 12 月策定	 ▶ 環境教育推進法第8条及び横浜市環境基本条例第16条に基づき、横浜市の環境教育を進めていく上での、基本理念・5つの基本方針、3つの重点行動を定めている。 ・基本理念/「持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり」 ・基本方針/①自然や命を大切にする感性を養い、自然環境の保全・再生に取り組む人を育成、②限りある資源やものを大切にし、環境負荷の少ない生活を実践する人を育成、③身近な問題から地球環境の保全まで、広がりのある環境教育を実践、④あらゆる場で学び、環境行動を実践する社会を実現、⑤環境教育を通して国際協力、国際交流などに貢献 ・3つの重点行動/①360万人の地球温暖化防止の行動、②ごみにしない3つの行動、③水と緑をつなぐ環境保全行動
横浜市環境教育 アクションプラ ン	平成18年3月策定	 ▶ 横浜市環境教育基本方針をさらに具体化し、一人ひとりの環境教育に関する行動の手引きとしてまとめたもの。 ▶ 「アクションプランの目指すところ〔目標編〕」として、5つの基本方針を提示している。 ・自然環境の保全・再生に取り組む人づくり・環境負荷の少ない生活を実践する人づくり・広がりのある環境教育の実践・環境行動を実践できる社会の実現・国際協力・国際交流への貢献 ▶ また、「協働で進める具体的アクション!〔行動編〕」として、家庭・地域・学校・市民活動団体等・事業者・行政の各主体に求められる行動プログラムを提示している。
協働推進の基本指針	平成16年7月策定	 ▶ 市民と行政が協働して地域課題を解決していくにあたって、協働の考え方や進め方などへの理解を深め、共通の認識をもって協働を進めていくために策定したもの。 ▶ 本指針では協働の理念等を示しており、その中で協働とは『公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと』としている。また、協働事業は以下の原則に則った事業としている。①対等の原則(市民活動と行政は対等の立場にたつこと)②自主性尊重の原則(市民活動が自主的に行われることを尊重すること) ③自立化の原則(市民活動が自立化する方向で協働を進めること) ④相互理解の原則(市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと) ⑤目的共有の原則(協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること) ⑥公開の原則(市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること)

条例•計画等	制定・最近改正日等	概 要
地域活力づくり関	連(環境と地域経済)	
〇計画等		
横浜市環境と地 域経済の融合推 進方針	平成 18 年 3 月策定	 ▶ 横浜の地域資源を活かしながら環境と地域経済の融合を進め、持続可能な社会経済システムを目指すため、事業者・消費者・行政の取り組むべき役割を示したもの。 ▶ 施策の実施推進期間は平成 18~27 年度までの 10 年間とし、目標を以下の通り設定している。 ~横浜からの環境開化~ 人材、技術、市場などの横浜の地域資源を活かしながら環境と地域経済の融合を進め、その取組を横浜から国内外へ発信し、持続可能な社会経済システムを目指します。 ▶ 「環境配慮型社会への転換」と「環境市場の形成」にあたり、事業者、消費者、行政に期待される役割が提示されている。「環境配慮型社会への転換」と「環境市場の形成」の双方が相互に作用し、環境と地域経済の融合が進んだ姿「横浜モデル」を目指すとしている。
横浜市環境と地域経済の融合を推進アクション	平成19年3月策定	 ▶ 「横浜市環境と地域経済の融合推進方針」に基づき、事業者・市民が持続可能な社会経済システム実現の必要性を一層理解し、協力して行動するために実施する取組みをまとめたもの。 ▶ 目標年次である平成27年度にむけた取組みの第1期として、平成22年度までに取り組む5つの重点施策を設定している。・横浜型環境ポイントの推進・中小企業の環境分野における新製品・新技術開発等の取組支援・環境に配慮した金融活動の推進・環境に関する観光の推進・環境と地域経済の融合に関する情報提供の推進・環境と地域経済の融合に関する情報提供の推進 ▶ 第1推進期間終了時に、実施内容結果による目標の達成度合いを元に、第2推進期間に向けてアクションプランの検証を行うとしている。

#	七	づ	1	LI	関連
a	2			~,	法以中

まちつくり関連		
〇計画等		
横浜市都市計画マスタープラン	(全市プラン) 平成 12 年 1 月決定	 ▶ 都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、「横浜市基本構想」及び「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に即し、「ゆめはま2010プラン」の都市計画に関する内容を具体的に表すものである。 ▶ 市域全体のプランである「全市プラン」、地域別のプランである「区プラン」、「地区プラン」を決定している。 ▶ 全市プランでは、都市計画マスタープランの3つの役割(①都市計画を定める際の指針、②都市計画に関する情報提供、③市民と行政が横浜の将来の姿を共有)と、6つの目標(①市域のバランスある発展、②快適で安全な環境の保全と創造、③拠点の強化による多心型都市構造への転換、④市域の一体性の確保と利便性の向上、⑤楽しみにと個性にあふれ、安心して暮らせる地域環境の創造、⑥世界都市・横浜の実現)を示している。また、土地利用、市街地の開発及び再開発、交通体系、緑の保全と創造、下水道及び河川の整備方針、都市デザイン、福祉のまちづくり、環境管理、都市防災のそれぞれの部門について基本方針を定めている。 ▶ 区プランとして全区(18 区)のプランと、地区プランとして5地区のプランが決定されている。

条例・計画等	制定・最近改正日等	概 要
横浜市景観計画	平成 19 年 10 月策定 平成 21 年 7 月改正	 ▶ 横浜市の行政区域を景観区域と定めるとともに、関内地区、みなとみらい21 中央地区、みなとみらい21 新港地区を景観推進地区と定め、当該地区ごとに制限を適用している。それぞれ方針、指針、届出対処行為、行為の制限、景観重要構造物・樹木・公共施設などが定められている。 ・関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する活動が行われていることを踏まえ、制限・方針等を策定 ・みなとみらい21 中央地区は、2 つの都心(横浜駅周辺地区と関内地区)を結ぶ位置にあり、業務、商業などの多様な都市機能の集積が図られていることを踏まえ、制限・方針等を策定 ・みなとみらい21 新港地区では、みなとの情景の演出、歴史の継承、"島"としての個性の演出といった配慮の必要性を踏まえ、制限・方針等を策定
横浜港港湾計画	平成18年2月策定	 ▶ 港湾計画は、港湾の[1]物流(取扱貨物量、交通量など)や[2]交流(ウォーターフロントの形成、緑地整備など)、[3]環境(水質改善、自然再生、廃棄物の処分など)、[4]安全(岸壁耐震強化、緊急物資の輸送など)の将来のすがたを考え、それを実現するために必要な施設の規模や配置について港湾管理者(横浜港の場合は横浜市)が定めるものである。 ▶ 平成20年代後半を目標年次とし、8つの方針を定めている。・高効率な外貿コンテナターミナルを拠点とした国際競争力の強化・物流需要の変化に対応した港湾空間の効率的な利用・臨海部の道路体系の強化・臨海部産業の機能再編の促進・環境や交流の場としてのウォーターフロントの形成・自然再生・水質浄化の実現・廃棄物処理場の確保・耐震強化岸壁等による防災機能強化 ▶ 目標年次における取扱貨物量(15,070万トン)、船舶乗降旅客数(100万人)を設定し、物流、交流、環境、安全、その他の5点について、機能別の計画を策定している。
横浜都市交通計画	平成20年3月策定	 ▶ 横浜市の交通政策全般にわたる政策目標や、施策の方向性を提示し、取組を推進することで、持続可能な交通の実現を目指した計画である。 ▶ 2025 年ごろを目標年次と設定し、計画策定から 5 年後を基本に必要な見直しを実施するとしている。 ▶ 目標年次を見据えた基本方針と政策目標を設定している。 ・基本方針/協働で支える交通政策の推進(基本方針1)、環境をまもり人にやさしい交通の実現(基本方針2)、誰もが移動しやすい交通の実現(基本方針3) ・政策目標/①多様な主体が参加する交通政策推進体制を構築、②マイカー交通から公共交通への転換を促進、環境負荷軽減につながる交通施策を推進、③環境負荷軽減につながる交通施策を推進、③環境負荷軽減につながる交通施策を推進、④楽しく快適・安全に移動できる交通環境を整備、⑤移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークを整備、⑥横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークを形成、⑦駅周辺など集約型の都市づくりに対応する地域施策を展開。

現行の横浜市環境管理計画に基づく取組の実施状況

現行の横浜市環境管理計画に基づく取組の実施状況について、平成21年版「横浜の環境」 (環境管理計画年次報告書)をもとに、表に取りまとめた。

「成果と課題」欄の記号

◎:取組により成果が得られたもの

●:今後、取組の充実強化を図る必要があるもの

○:現状の取組の継続実施に関するもの ☆:新たな取組に挑戦する必要があるもの

基本施策/横浜市環境目標

目標達成のための指標

平成 20 年度の指標達成(実施)状況

成果と課題

都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市

1. 公害(生活環境)対策の推進

①大気環境の保全

市民が清浄な大気の中で、 健康で快適に暮らしている。

「大気汚染に係る環境基準について」「ダイオキシ ン類による大気の汚染に係る環境基準について」 及び「有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境 基準」を指標とする。ただし、以下の3物質の指標 の数値は次に示すとおりとする。

- ·二酸化硫黄 日平均值 0.02ppm 以下
- •一酸化炭素 日平均值 5ppm 以下
- ·二酸化窒素 日平均值 0.04ppm 以下

(除 幹線道路沿道)

※ 幹線道路沿道における当面の指標は、環境 基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾ ーン内又はそれ以下であること)とする。

・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない

(達成地点数/測定地点数)

二酸化窒素(一般局) 16/20 局達成 光化学オキシダント(一般局) 0/19 局達成 その他項目は全測定局で指標を達成

※ 一般局…一般環境大気測定局

◎自動車環境対策の推進による浮遊粒子状物質(SPM)の環境目標達成 ●二酸化窒素(NO₂)、光化学オキシダント(Ox)の環境目標値達成が課題

☆PM2.5(微小粒子状物質)の環境基準設定に向けた動向にも留意が必要

②水環境の保全

魚やさまざまな生き物がすめる 川や海で、釣りや水遊び、水 辺の散策等市民がふれて楽し んでいる。

·BOD(河川)

水域別 3mg/L、5mg/L、8mg/L以下 ·COD(海域) 水域別 2mg/L、3mg/L以下 注 水域別の分類は横浜市水環境計画(現・水と 緑の基本計画)による。

- ・ダイオキシン類(水底の底質)150pg-TEQ/g以下 ・その他の項目 横浜市水環境計画(現・水と緑の 基本計画)に示す値
- (達成地点数/測定地点数)
- 66/74 地点達成 ·BOD(河川)
- ·COD(海域) 0/8 地点達成 ・糞便性大腸菌群数(海域) 2/2 地点達成

●河川や海の水質改善に向けた、関係機関との連携による取組推進が課題 〇下水再生水の利用拡大に向けた取組の継続実施

③ 地盤環境の保全

地盤沈下や土壌・地下水汚 染がなく、きれいなわき水が 見られるなど、安定した地盤 環境のもとで暮らしている。

- ・地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起こさ ない。
- ・「土壌の汚染に係る環境基準」及び「ダイオキシン 類による土壌の汚染に係る環境基準」を満足す
- ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイ オキシン類による水質の汚濁に係る環境基準」を満 足する

(達成地点数/測定地点数)

- ・地盤沈下(1cm 未満)
 - 343/343 地点達成
- ・土壌環境基準(ダイオキシン類) 10/10 地点達成
- •地下水質環境基準
 - 109/111 地点達成

○土壌汚染調査、対策の継続実施

●軟弱地盤地域における大規模地下掘削工事に伴う地盤沈下の防止が課題

④有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚 染が未然に防止されている。

- ・ダイオキシン類について、環境基準を指標とす
- ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレ ン、ジクロロメタンについては環境基準を指標とす
- ・有害化学物質が適正に管理され、環境中への排 出が低減されている

〇化学物質の適正管理の継続実施

市民、事業者、市の協働推進

5騒音、振動対策の推進

市民が、振動による不快感が なく、静かな音環境の中で快 適にすごしている。

『騒音』

市民の住居を主とする地域においては、環境基準 の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合 も含め、地域類型「A及びB」の指標値とする。

『振動』

市民の住居を主とする地域においては以下のとお りとする。

振動 55dB 以下

注 道路に面する地域における当面の指標は環境 基準等とする。新幹線鉄道など、別途、環境基準が 定められているものはそれによる。

○規制基準の遵守に向けた指導を継続実施

☆近隣生活騒音等、都市生活型環境問題への効果的な対応策検討が必要

推進

自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市

2. 自然環境の保全及び快適環境の創造

りの推進

- 【緑】・市域面積の約 20%が緑 のオープンスペースとし て確保されている。
 - ・現在の緑の総量を確保 する。

①緑と水にふれあえる街づく [樹林地]2,200ha(緑地保全地区、市民の森など) 「農地]2,390ha

> (農業専用地区、農用地区域、生産緑地など) [公園]2,930ha

> (都市公園、港湾緑地、こどもの遊び場など) [緑化・その他]1,300ha

> (街路樹、公共施設緑化、工場緑化、公開空地など) 合計 8,840ha(市域面積の 20%)

・緑被率 31%を維持する。

⇒横浜市水と緑の基本計画(平成18年度策定)では 「オープンスペース」ではなく、「水緑率」を指標に設 平成 19 年度以降は「オープンスペース」の面 積ではなく、緑被率調査に基づく面積を達成 状況として把握している。

[樹林地]1,416ha、[農地]1,832ha、 [草地]1,950ha など 合計 13,489ha (市域面積の31.0%)

※概ね5年ごとの調査のため直近の調査結果 である平成 16 年の値を示す。次回調査は 平成21年度に実施予定。

- 【水】・地下水のかん養が行わ れ、河川や水路に豊かな 水量が確保されている。
 - ・うるおいとふれあいのあ る水辺空間の整備がす すめられている。
- ・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52 か所
- ・河川や水路などの環境整備 117km
- ・水辺拠点の整備 31 か所
- ・河川や水路などの環境整備 69.9km

◎横浜みどりアップ計画の策定・横浜みどり税の導入

- ○緑地保全、水辺空間整備のための諸施策の継続実施が必要
- ●持続可能な都市農業の振興に向けた施設整備や農家育成、地産地消の仕組み等 が必要
- ●水と緑の基本計画と、指標(水緑率)や施策等の整合・連携が必要

②生物生息空間の保全・創造

まとまりとつながりのある緑地 や水辺地が確保され、身近 な動植物とふれあえる環境 づくりがすすめられている。

推進<定量的指標なし>

●既存施設等の生物生息空間としての再生等、生息空間の創出が必要 ☆生物多様性保全再生指針との整合・連携が必要

③良好な都市景観の保全・創造

美しい景観と歴史が息づく、 形成されている。

推進<定量的指標なし>

文化の香り高い快適な街が | ☆横浜市景観ビジョンとの整合・連携が必要

環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市

3. 少負荷型・循環型都市の形成

①少負荷型の都市づくりの 推進 < 定量的指標なし> 推進

- ・環境への負荷が低減された 都市の形成や都市交通体 系、港湾環境の整備がすす められている。
- ・資源の循環的な利用が行われ る循環型社会の形成がすすめ られている。
- ●既存の公共交通整備、下水道に係る事業を含め、低炭素社会・生物多様性等に配 慮した総合的なまちづくりが必要
- ●☆都市計画マスタープランや環境モデル都市の施策等との整合・連携が必要

最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持 最終的に処分される量: ②産業廃棄物の発生抑制、 を前提として予測した 141万トンに対し、その 23% 85 万トン(7.5%)(平成19年度値) 資源化、減量化、適正処 を削減した 109 万トンとする。 理の推進 ○市、事業者への最終処分量削減のための取組指導の徹底 適正処理が確保され、資源化、 減量化の促進により処分量が 極力抑制されている。 平成 22(2010)年度におけるごみ排出量を、平成 平成 13 年度と比べ 41.0%の減少 ③一般廃棄物の減量化・資 13(2001)年度実績に対し30%削減する。 全市ごみ量 約94万9千トン 源化、適正処理の推進 ⇒横浜市中期計画(平成18年度策定)で「平成22 (平成 20 年度) ・ごみの減量化・資源化を主眼 年度におけるごみ量目標を104万トン(35%削減)」 に置いた処理システムが実現 と設定 されている。 ◎横浜G30プランの推進による目標の早期達成 ・市民の日常生活の中でご ○ごみ排出量削減と、再資源化の一層の強化 みの減量化・資源化が実践 できている。 省資源・循環型の企業行動 が定着している。 4)建設発生土対策の推進 公共事業から発生する建設発生土の再利用率を推進 工事から発生する建設発生 100%とする。 土が有効に利用されている。 ○建設発生土の再利用等の継続実施 ⑤エネルギーの効率的利用 の推進(地球温暖化対策 に掲載) 地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市 4. 地球環境保全対策の推進 ①地球温暖化対策の推進 平成 22(2010)年度の市民一人あたりの温室効果ガ 温室効果ガス排出量 5.24トン-CO₂/人 基準年度と比べ 0.7%の減少 ・エネルギーの合理的、効率 ス排出量が、基準年度である平成2(1990)年度の排 的利用がはかられ、省エネ (平成 18(2006)年度値) 出量比で6%以上削減されている ルギー型のライフスタイルが (目標:4.96t-CO2/人)。 実践されている。 ◎CO-DO30 の策定、環境モデル都市への選定 ・新エネルギーの導入が推進 ●GHG 排出量の目標達成が課題 されている。 ●CO₂の排出構成は、エネルギー転換部門、家庭部門の割合が全国平均より特に高 い ☆CO-DO30 等、他の施策との整合・連携が必要 ②オゾン層保護対策の推進 〇フロンガス回収等の継続実施 フロン類が回収・処理されている ③その他地球環境保全対策の推進 <定量的指標なし> 市、市民、事業者が地球環境問題について理解し、それぞ れの立場から地球環境問題解決に向けた取組が行われて
 ●地球温暖化などに関する市民、事業者などの一層の取 組促進に向けた効果的な仕組みが必要 4環境分野における国際的連携の推進 推進<定量的指標なし> 市、市民、事業者がそれぞれの立場から、環境分野における ○環境分野における国際的な情報交換・交流の継続実施 国際的な情報交換・交流に参加している。 環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市 5. 環境保全意識の向上及び自主活動の促進 推進<定量的指標なし> ①環境教育・環境学習の推進 環境教育のより一層の充実がはかられるとともに、環境学習 ●横浜市環境教育基本方針・環境教育アクションプランと が全市的な規模で展開されている。 の整合・連携が必要 ②市民・事業者の環境保全活動の促進 推進<定量的指標なし> ・より多くの市民が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行わ れている。 ●市民・事業者との協働による環境保全行動の一層の促 ・より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を営み、地域での 進が必要 環境保全に関する社会貢献活動が行われている。 ③市の環境保全行動の展開 **推進**<定量的指標なし 市及び市の関係機関全体で環境保全への取組が実施され ている。 ●ISO の仕組みの GHG 排出削減への効果的活用、これに よる脱温暖化の取組の推進 ●環境法令等の遵守のさらなる徹底 ●自己適合宣言など、市の実情に応じた ISO 運用の仕組 みの検討

VI 環境年表 ~現行計画策定以降の国内外の動向~

		横沙	 兵市	玉	
		制度(条例)、計画·方針等	その他	制度(法律)、その他	国際
平成 8年	1				・国際サンゴ礁シンポジウム(パナマ)
(1996)	4	·「第3次横浜市産業廃棄物処理 指導計画」策定			・ラムサール条約第6回締約国会議(ブリスベン)
	5 6 7				・COP2開催(ジュネー ブ)
	9	•「横浜市環境管理計画」策定			・第3回生物多様性条 約締約国会議(ブエノス アイレス)
	11			・環境庁に「地球温暖化対策推 進本部」を設置	G 0 70 (
平成 9年 (1997)	3 4			•「指定物質抑制基準」告示	・COP3(京都)開催に て京都議定書を採択
	5 6			・「環境影響評価法」制定 ・「経団連環境自主行動計画」策 定	
	9 10 11	・「横浜市緑の基本計画」策定			
平成 10年		・「横浜市自動車公害防止計画」 策定			・生物多様性条約第4 回締約国会議(スロバキ
(1998)	3	・「環境エコアップマスタープラン」策定 ・「横浜市環境保全行動計画~ 市役所の環境保全に向けた自主		•「地球環境戦略研究機関」設立	ア)・COP4(ブエノスアイレス)開催・「国際貿易の対象となる特定の有害有害化学物質の貿易における事
	5	的な取組~」を策定・実施		・環境庁「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」発表	前同音手結キに関する
	6			・「家電リサイクル法」制定・「環境影響評価法施行規則」公布	
	7			・「地球温暖化対策推進大綱」決定 ・生物多様性センター開所(山梨県富士吉田市)	
	9			・「砂漠化に対処するための国連条約」受諾	
	10			・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定	
平成 11年 (1999)	12			・第1回日中韓三カ国環境大臣会合(韓国・ソウル)	・IPCC総会(コスタリカ・ サンホセ)(IPCC航空機 と大気に関する特別報 告書を作成)
	3		・横浜動物園ズーラシア開園 ・横浜市繁殖センター開所		・COP5(ボン)開催・ラムサール条約第7回締約国会議(サンホ
	5 6 7			・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定・全国地球温暖化防止活動推進センターの指定	セ) ・カナダ・コスタリカイニ シアティブ会合(モントリ オール)
	10	・「水環境マスタープラン」策定			
	11				

		横流	兵市	国	E MA
		制度(条例)、計画·方針等	その他	制度(法律)、その他	国際
平成 12年 (2000)	1 2 3 4	·「横浜市環境影響評価条例」施 行(平成12年4月1日)			・生物多様性条約特別 締約国会合において 「バイオセイフティに関 するカルタヘナ議定
	5			・「グリーン購入法」制定 ・「建設リサイクル法」制定 ・「循環型社会形成推進基本法」 制定	書」を採択(モントリオール) ・第2回世界水フォーラム閣僚会議(ハーグ) ・生物多様性条約第5
	7			・「食品リサイクル法」制定・「国家ハロンマネジメント戦略」 公表	回締約国会議開催(ナイロビ) ・国連ミレニアム・サミットニューヨーク)
	9 10 11			・「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」改訂	• COP6(ハーグ) 開催
平成	12 1			•環境省発足	・IPCC第17回総会(ナ
13年 (2001)	3	·「横浜市動物園条例」改正 ·「第4次横浜市産業廃棄物処理 指導計画」策定		・「京都議定書発効のための国際合意の実現に関する国会決議」可決	イロビ) ・IPCC第18回総会(ロ ンドン) ・COP7(マラケシュ)開
	5			•国立環境研究所発足	催
	7			・「NOxPM 法」制定 ・「特定製品に係るフロン類の回 収及び破壊の実施の確保等に 関する法律」制定 ・「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃 棄物の適正な処理の推進に関 する特別措置法」制定	
	8 9 10				
	11	•「横浜市地球温暖化対策地域 推進計画」策定			
平成 14年 (2002)	1		·「横浜市地球温暖化対策地域協議会」設立	・「新エネルギー発電法」制定	・「第6回生物多様性条約締約国会議」開催(ハーグ)
(2002)	3			・新たな「地球温暖化対策推進 大綱」決定 ・「第二次生物多様性国家戦略」 策定	・IPCC第19回総会開催(ジュネーブ)・「GEF(地球環境ファシリティー)評議会」開
	4 5	・「横浜市グリーン購入の推進に 関する基本方針」実施			催(ワシントン、北京) ・COP8(ニューデリー) 開催
	6			・「温暖化対策法」改正 ・京都議定書批准	・持続可能な開発に関する世界首脳会議(第 2回地球サミット)
	8			・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」加入	Z回地M y < 21')
	10 11				
		・「横浜市生活環境の保全等に 関する条例」制定		・「使用済自動車の再資源化等 に関する法律」制定 ・燃料電池自動車 政府導入	

		横涛	兵市	玉	
		制度(条例)、計画·方針等	その他	制度(法律)、その他	国際
平成 15年		•「横浜市一般廃棄物処理基本 計画」改定	•横浜G30行動宣言	•「自然再生推進法」施行	・IPCC第20回総会」 開催(パリ)
(2003)	3	・「横浜市役所地球温暖化防止 実行計画」策定 ・「横浜市自動車公害防止計画5 か年の事業計画(2002~2006)」 策定	・インドネシア政府林業省とのカンムリシロムク野生保護事業開始	・「土壌汚染対策法」施行 ・「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」制定 ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・公表	・G8環境未来フォーラム開催(フランス・エルメノンヴィル) ・世界気候変動会議開催(モスクワ) ・COP9(ミラノ)開催
		・「横浜市生活環境の保全等に 関する条例」施行(16 年7月条 例改正・施行)		•「自然再生基本方針」閣議決定	・第58回国連総会「国連持続可能な開発のための教育の10年に関する決議案」採択
	5	・「エコハマ温暖化防止アクション プラン」策定			(ニューヨーク)
	6			・「遺伝子組換え生物等の使用 等の規制による生物の多様性の 確保に関する法律」(カルタヘナ 法)制定	
	7	・「横浜市ISO 環境マネジメントシ ステム環境方針」策定		・「環境の保全のための意欲の 増進及び環境教育の推進に関 する法律」一部施行	
	8			•「政府開発援助大綱(改定)」閣 議決定	
	10			•「環境教育推進法」公布	
	11			•「第1回釧路湿原自然再生協議 会」開催	
平成	12				·ISO14001改訂版発行
16年 (2004)	3	・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」一部改正(平成16年4月1日施行) ・「横浜市環境管理計画」改訂		・「ヒートアイランド大綱」決定	・「バイオセイフティに関 するカルタヘナ議定 書」発効
	4	•「化学物質対策基本方針」策定	・燃料電池自動車導入・「市役所ごみゼロ」の取組開始	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(平成16年10月27日施行) ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布	
	6		・市役所、全区役所及び環境科 学研究所においてISO14001認 証取得	•「景観法」公布	
	8	・「横浜市生活環境の保全等に 関する条例施行規則」一部改定			
	10				
	11	・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」一部改正(平成17年4月1日・・「横浜市放置自動車及び沈船・等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」一部改正(平成16年12月24日施行)		・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」一部改正	

		横涛	兵市	玉	r≡ Rbiv
		制度(条例)、計画・方針等	その他	 制度(法律)、その他	国際
平成 17年	1			・「使用済自動車の再資源化等 に関する法律」本格施行	・京都議定書発効 ・EU、環境配慮設計を
(2005)	2	•「横浜市環境教育基本方針」策 定		「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布	求めるEuP指令スタート ・EU、WEEE指令の回
		・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(平成17年4月1日施行)		M7 WAITJAII	収義務スタート ・EU、全アスベスト禁止を施行 ・京都議定書第1回締約国会議
	4		・局の再編成で、環境保全局、緑政局、下水道局が一つになり環境創造局となる。また、「環境事業局」から「資源循環局」に変更。 ・「よこはま協働の森基金」事業開始 ・分別収集品目を拡大全市実施		利国玄巌 (COP/MOP1)でマラケ シュ合意採択
	5		・「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」設立 ・「市役所ごみゼロ」における分別拡大(18分別)、ルート回収開始		
	6			・「廃棄物の処理及び清掃に関 する法律」一部改正(平成17年10 月1日施行)	
	7		•建築物環境配慮制度開始		
	8		・「横浜市アスベスト対策会議」設置		
		・「横浜市リサイクル施設条例」、 「横浜市リサイクル条例施行規 則」一部改正(同日施行)	•栄工場廃止	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」 ー部改正(平成17年10月1日施 行)	
	11		・「第25回全国豊かな海づくり大 会」開催		
平成	12 1				・EU、RoHS指令スター
18年 (2006)	3	・「横浜市魅力ある都市景観の 創造に関する条例」制定(平成 18年4月1日施行) ・「横浜市環境と地域経済の融 合」推進方針策定 ・「横浜市ヒートアイランド対策取 組方針」策定 ・「横浜市環境教育アクションプラ ン」策定		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(平成18年4月1日施行)	ト ・中国、再生可能エネ ルギー法施行
		•「第5次横浜市産業廃棄物処理 指導計画」策定	・市の全組織におけるISO14001 認証取得 ・CASBEE横浜認証制度開始	・「第三次環境基本計画」閣議決 定	
	5 6			・「容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関する法 律」一部改正	
	8				
	10 11	・「横浜市地球温暖化対策地域 推進計画」改訂・「横浜市基本構想」(長期ビジョ	•港南工場廃止		
	12	・「横浜市本と緑の基本計画」策定 ・「横浜市水と緑の基本計画」策定			

		横沒	兵市	国	国政
		制度(条例)、計画·方針等	その他	制度(法律)、その他	国際
平成 19年 (2007)	1		・「150 万本植樹行動」宣言		•IPCC第4次評価報告 書発表[11月] •第13回国連気候変動
		・「横浜市役所地球温暖化防止 実行計画」改訂 ・「横浜市環境と地域経済の融合 推進アクションプラン」策定	•風力発電所運転開始	・「海洋基本法」公布	枠組み条約締結国会 議(COP13)で「バリ行 動宣言」採択[12月]
		・「横浜市空き缶等及び吸い殻 等の散乱の防止に関する条例」 一部改正(平成19年9月1日一部 施行)	・「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行	・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)公布・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布・「クールアース50」提案	
	7			・「エコツーリズム推進法」公布 ・「食品循環資源の再生利用等 の促進に関する法律」一部改正 ・「21世紀環境立国戦略」閣議決 定 ・「農林水産省生物多様性国家 戦略」策定	
		・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」一部改正(一部は公布の日から、残りは平成20年5月1日施行)			
	10	•「横浜市景観計画」策定		・「第三次生物多様性国家戦略」	
	12	・「横浜市自動車公害防止計画4 か年の事業計画(2007〜2010)」 策定	・環境創造審議会より、提言書「今後の地球温暖化対策について(中間取りまとめ)」「緑施策の重点取組について」「緑化地域制度の導入について」を受理	閣議決定	
平成 20年 (2008)	1	・「横浜市脱温暖化行動方針 (CO-DO30)」策定	・「横浜市空き缶等及び吸い殻 等の散乱の防止等に関する条 例」に基づき喫煙禁止地区内に おいて罰則(過料)の適用開始	・「クールアース推進構想」発表	・京都議定書の第1約 束期間(~2012年)開始・EU、REACH規則、実 運用スタート
		・「よこはま地域エネルギービジョン」策定 ・「横浜都市交通計画」策定		・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律法施行規則の一部を改正する省令」公布・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・「京都議定書目標達成計画」全部改定・「海洋基本計画」閣議決定	
	5			・「建設リサイクル推進計画2008」 策定・「エネルギーの使用の合理化に	
			業者に対する罰則制度の適用開始 ・「横浜の緑に関する市民意識調査」実施 ・「第4回アフリカ開発会議」開催	関する法律」(省エネ法)一部改正 ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布	
	6		・環境創造審議会へ「事業場排水の規制について」、「土壌・地下水汚染の規制のあり方について」を諮問	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正・「生物多様性基本法」公布	

		横涛	 兵市	国	
		制度(条例)、計画・方針等	その他	制度(法律)、その他	国際
平成 20年 (2008))年		・八都県市地球温暖化防止一斉 行動(エコウェーブ)実施 ・シンポジウム「横浜の豊かな緑 を次世代につなげるために」開 催 ・山下公園前海域で水質浄化実 験を開始 ・東京湾水質一斉調査実施	・「低炭素社会づくり行動計画」 閣議決定 ・「国土交通省環境行動計画 2008」策定	
	8	「#;;c++43/Lub++;1-88++7/2	・環境主デル報告 選定 ・環境創造審議会へ「脱温暖化 の取組を進めるための制度のあ り方について」諮問		
		・「横浜市緑化地域に関する条例」制定(平成21年4月3日施行)・「緑の環境をつくり育てる条例」 及び「横浜市開発事業の調整等に関する条例」一部改正(平成21年4月3日施行)			
	10		・C40(世界大都市気候先導グループ)加盟		
	11 ・環境創造審議会から「事業場排水の規制について(答申)」、「脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について(中間報告書)」を受理				
		・「横浜みどり税条例」制定(平成 21年4月1日施行)			
平成 21年 (2009)	1		・環境創造審議会へ「雨水浸透機能促進方策のあり方について」諮問		・国際再生可能エネル ギー機関(IRENA)設立 ・G8環境大臣会合開催
		・「横浜市下水道条例」一部改正 (平成21年10月1日施行) ・「横浜市生活環境の保全等に 関する条例」一部改正(平成22 年4月1日施行) ・「横浜市みどり基金条例」制定 (平成21年4月1日施行) ・「CO-DO30ロードマップ/環境 モデル都市アクションプラン」策 定 ・「横浜市生物多様性保全再生 指針〜 横浜に人と生き物のにぎ わいを!〜」策定		・「緑の経済と社会の変革」発表	(イタリア) ・国際気候変動枠組み 条約第15回締約国会 議(COP15)開催(デン マーク)
	5		・第20回全国「みどりの愛護」のつどい開催	・「土壌汚染対策法の一部を改 正する法律」(改正土壌汚染対 策法)公布 ・「化学物質の審査及び製造等	
	6			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	U			・エコカー減税実施	
	8			・エコポイント事業実施	
	10				
	11			・太陽光発電の買取制度実施	

Ⅲ 「環境に関する意識や行動に関するアンケート」集計結果

(趣旨)

横浜市では、地球環境や自然環境の保全、公害(生活環境)対策など、様々な環境施策を総合的、効果的に推進するため、「横浜市環境管理計画」を策定しています。

計画策定時(平成8年)と比べて、地球温暖化対策に対する関心が高まるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していること等を受け、現在、この計画の見直しに向けた検討を進めているところです。 そこで、今回、市民の皆様の環境に対する意識や行動などについてのアンケート調査を実施し、今後の計画策定に反映します。(平成22年度策定予定)

(事業所管局課)

環境創造局企画課

(実施期間)

平成22年1月6日から1月20日まで

(対象者数)

ヨコハマeアンケートメンバー 961人

(回答数及び回答率)

580件 回答率60.4%

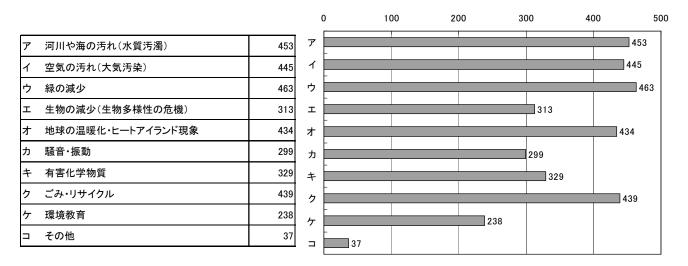
対象者数

	人数
10歳代	11人
20歳代	80人
30歳代	262人
40歳代	286人
50歳代	112人
60歳代	138人
70歳以上	72人
合計	961人

回答数及び回答率

	回答	等数
10歳代	3人	27.3%
20歳代	23人	28.8%
30歳代	122人	46.6%
40歳代	186人	65.0%
50歳代	80人	71.4%
60歳代	109人	79.0%
70歳以上	57人	79.2%
合計	580人	60.4%

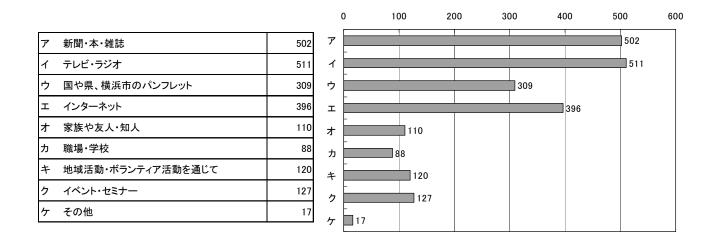
Q1 あなたが関心のある環境問題や環境活動をすべて選んでください。(n=580)



「コ その他」を選んだ方は、具体的にお書きください。(50 字以内) (一部をご紹介します。)

- ・ 経済活動と環境汚染との関係 (BRICs の経済発展との関係も含む)
- ・ 農薬・化学肥料・遺伝子組み換え食品
- ・たばこ
- ・ エネルギー問題
- ・ 公共道徳心の欠如

Q2 あなたが環境問題についての情報を得る主な手段を、すべて選んでください。(n=580)

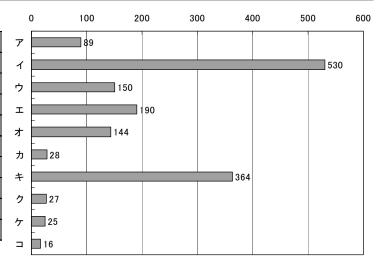


「ケーその他」を選んだ方は、具体的にお書きください。(50字以内) (一部をご紹介します。)

- ビデオ・映画
- ・ ウオーキングしているときに

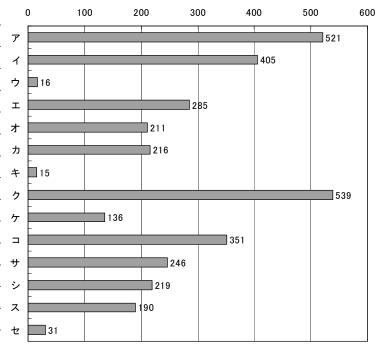
Q3 横浜市の環境に関する計画・施策等について、知っているもの(聞いたことがあるもの)をすべて選んでください。(n=580)

ア	横浜市環境管理計画	89
1	横浜G30プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)	530
ウ	横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)	150
エ	横浜市水と緑の基本計画	190
才	横浜みどりアップ計画	144
カ	横浜みどりアップ計画市民推進会議	28
+	横浜みどり税	364
ク	環境エコアップマスタープラン	27
ケ	横浜市環境教育基本方針	25
⊐	横浜市環境教育アクションプラン	16



Q4 環境にやさしい生活をするために、あなたが実行していることをすべて選んでください。 (n=580)

ア	電気やガス、水のムダづかいに気をつける	521
1	家電を購入するときは、省エネタイプを選ぶ	405
ゥ	太陽熱利用温水器や太陽光発電設備を自宅に設置している	16
エ	公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控える	285
オ	車に乗るときは、エコドライブ(環境に配慮した運転)をする	211
カ	音響装置や楽器は、騒音にならないように使用する	216
+	雨水浸透マスを設置している	15
ク	ごみは、ルールに従い、分別して出す	539
ケ	再生素材で作られた商品を利用する	136
⊐	買い物では包装やレジ袋を断る	351
サ	自宅で緑を育てる	246
シ	近くの川や公園・森や里山などに出かけふれあう	219
ス	横浜産の野菜やくだものを選んで買う	190
セ	その他	31

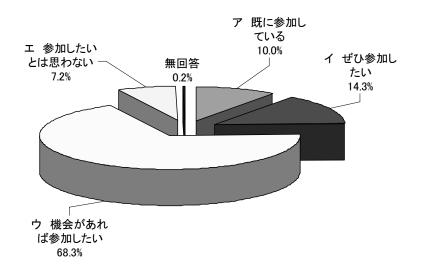


「セーその他」を選んだ方は、具体的にお書きください。(50 字以内) (一部をご紹介します。)

- ・ 正しい環境保全に関する情報の収集
- ・ 食べ物を残さない、青果の皮も食べる
- 生ごみを肥料にしている
- ・ 修理を積極的に。物を大切に使用

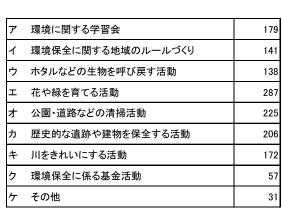
Q5 あなたは、環境を保全する活動に参加したいと思いますか。(n=580)

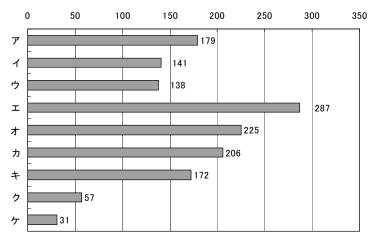
ア 既に参加している	58
イ ぜひ参加したい	83
ウ 機会があれば参加したい	396
エ 参加したいとは思わない	42
無回答	1



Q5で「エ 参加したいとは思わない」を選んだ方は、Q8へお進みください

Q6 あなたは、どのような活動に参加していますか、あるいは参加したいと思いますか。次のうち、あてはまる項目をすべて選んでください。 (n=538)



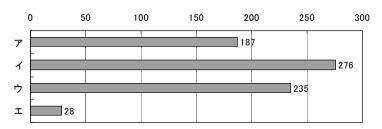


「ケーその他」を選んだ方は、具体的にお書きください。(50 字以内) (一部をご紹介します。)

- ・ 環境活動の普及啓発や、後輩の環境活動家の育成
- ・ 横浜港内をきれいにする。ビニールとかごみ多いし。
- 道志水源林整備活動

Q7 あなたは、どのような形態の活動に参加していますか、あるいは参加したいと思いますか。次のうち、あてはまる項目をすべて選んでください。 (n=538)

ア	地域の仲間での少人数のグループ活動	187
1	自治会・町内会や学校などの集まりでの活動	276
ウ	環境活動団体やNPOなどによる活動	235
エ	その他	28

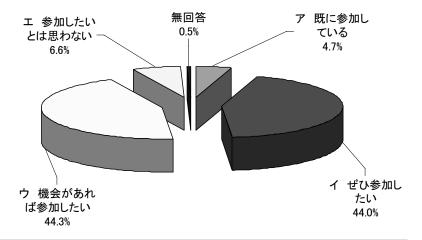


「エーその他」を選んだ方は、具体的にお書きください。(50 字以内) (一部をご紹介します。)

- ・ 所属している企業による環境活動
- ・ 自治体 (横浜市や区) 主催による活動
- ・ 個人でも参加したい

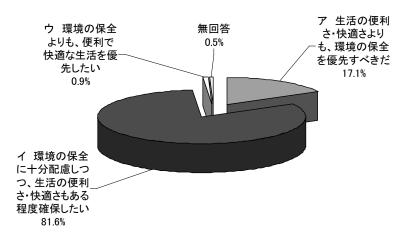
Q8 環境に対する取組について、家庭・地域・学校・環境活動団体・事業所等に対する行政の支援や情報の提供が十分に行われていると思いますか。 (n=580)

ア 既に参加している	27
イ ぜひ参加したい	255
ウ 機会があれば参加したい	257
エ 参加したいとは思わない	38
無回答	3



Q9 環境の保全と生活の便利さについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(n=580)

ア	生活の便利さ・快適さよりも、環境の保全を優 先すべきだ	99
1	環境の保全に十分配慮しつつ、生活の便利さい 快適さもある程度確保したい	473
ゥ	環境の保全よりも、便利で快適な生活を優先し たい	5
無回答		3



Q10 今後、より良い環境をめざして、横浜市は、どのような都市づくりに取り組んでいくべきだと思いますか。50 字以内でお書きください。例:「市民一人ひとりが環境行動を積極的に実践している都市」「環境と地域経済が融合した活力ある都市」 など (一部をご紹介します。)

- ・ 市民それぞれが環境への取組を、日常生活の一環として自然に行う都市
- ・ ただ近代化を推進するのではなく、未開発の自然をうまく残した都市
- ・ 市民が参加しやすいスタイルの確立。現状では、どんな協力ができるのか知ることができない。
- ・ エコブームに踊らされない芯の通った環境保全と歴史を大切にした新しい都市づくり
- ・ ちょっとの我慢で豊かな未来ある都市
- ・ 市民が環境問題に積極的に参加し、結果が感じられる都市
- ・ 緑が多く子どもが安全に遊べる場所の多い都市
- ・ 数値を明確にした目標に取り組む都市
- ・ 電線の地中化や住宅基準が統一された都市
- ・ エコを積極的に実践し、これ以上増税しない都市
- ・ 交通など都市機能が充実した環境都市
- ・ 環境問題の取組を積極的に実践していることを全世界に発信している都市
- ・ あれこれ取り組まず、一つずつ着実に推進すべき
- ・ もったいない精神を実践する都市
- ・ 人と生き物の共生都市
- ・ 住みたくなる、離れたくなくなる環境が整ったまちづくり
- ・ バリアフリーや緑が見られる、暮らしていて豊かな気持ちになれて住みやすい都市
- 人と自然が協和した温かみのある都市
- ・ 環境を最優先にし利便性を追求しない大胆な政策実現都市
- ・ 横浜市の環境行動はトップダウンとボトムアップの両輪で展開
- ・ 地域の人的資源を生かせる仕組みを作る
- ・ 行政(含む職員)が率先して環境問題に取り組んでいることが見える都市
- ・ 「自発的」というきれいごとでは解決できないと思う。罰則付き条例などである程度「強制的」 に取り組むべき
- ・ 今以上に情報の提供に力を注いで市民一人ひとりがもっと関心を持つようにしてほしい
- ・ 広い横浜市ではなく区の実情に応じた視点から考える環境行動の啓発